

平成 2 9 年度

財政援助団体等監査報告書

行政監査報告書

工事監査報告書

八王子市監査委員

目 次

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要	1
第2 財政援助に関する監査.....	1
第3 出資に関する監査.....	4
第4 指定管理に関する監査.....	9

行政監査結果報告書

第1 監査の概要	2 5
第2 調査の結果	2 8
第3 監査の結果	4 5

工事監査結果報告書

第1 監査の概要	6 3
第2 工事の概要	6 4
第3 監査の実施状況	6 6
第4 監査の結果	6 7

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、
平成29年度財政援助団体等監査、行政監査及び工事監査の結果に
関する報告を次のとおり提出する。

平成29年12月22日

八王子市監査委員	伊藤達夫
同	矢野和利
同	水野淳
同	五間浩

平成29年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助（補助金）出資（出せん金）及び公の施設の指定管理（以下「指定管理」という。）に関する団体監査並びに同条第2項及び第5項の規定に基づく所管部課の監査

2 監査の範囲

平成28年度に執行された会計事務及びその他の事務

3 監査の期間

平成29年9月1日から同年12月20日まで

4 監査委員の除斥

五間浩監査委員は、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、除斥となった。

第2 財政援助に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる団体、事業等及び所管部課は、次のとおりである。

対象団体	対象事業等	所管部課
公益財団法人八王子市 学園都市文化ふれあい財団	コミュニティ事業	市民活動推進部 協働推進課
	管理運営費	市民活動推進部 学園都市文化課
	文化振興事業	

2 監査の観点及び方法

監査は、次の表に掲げた事項を主な観点として、書類審査、質問調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

財政援助団体	所管部課
(1) 補助事業は、目的に沿って適正に執行されているか。	(1) 財政援助の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
(2) 補助事業は、市の交付決定に基づき適正に執行されているか。	(2) 補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
(3) 予算書、決算諸表等と補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。	(3) 補助金の支出及び精算・返還事務は適正に行われているか。
(4) 諸規程の整備はなされているか。	(4) 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
(5) 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。	
(6) 出納関係帳票の整備、記帳は適切か。 また、領収書等の証憑書類の整理、保存は適切か。	

3 監査対象事業の概要

公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団

(1) 補助の内容

市は、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団に対し、「公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団に対する補助金交付要綱」に基づき補助金を交付している。この補助金は、芸術・文化の向上及びコミュニティの振興に要する経費の一部を補助することにより、市民の芸術・文化活動やコミュニティづくりを促進し、もって豊かな市民生活といきいきとした地域社会の発展を図ることを目的としている。

(2) 補助金の執行状況

平成28年度の執行状況については、次の表のとおりである。

区 分	補助対象事業 支出額（円）	補 助 金 執行額（円）	主な対象経費の内容
コミュニティ事業	165,220,216	165,003,321	コミュニティ事業 ・事業総務費 ・コミュニティ育成事業費 ・コミュニティ活動支援事業費 ・情報提供等事業費 ・管理費
管理運営費	19,329,497	14,752,000	管理運営費 ・管理費
文化振興事業	134,078,043	89,771,000	文化振興事業 ・事業総務費 ・芸術・文化振興事業費 ・自主的芸術・文化活動育成、助成事業費 ・情報提供等事業費 ・管理費
合 計	318,627,756	269,526,321	

4 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められた。

< 補助事業に関する指摘事項等 >

公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団

(1) コミュニティ事業

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(2) 管理運営費

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(3) 文化振興事業

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

第3 出資に関する監査

1 監査対象の詳細

監査対象種別及び所管課は、次のとおりである。

対 象 団 体	監 査 対 象 種 別	所 管 部 課
公益財団法人八王子市 学園都市文化ふれあい財団	出えん金	市民活動推進部 学園都市文化課

2 監査の観点及び方法

監査は、次の表に掲げた事項を主な観点として、書類審査、質問調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

出 資 団 体	所 管 部 課
(1) 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。	(1) 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
(2) 出資目的に沿った事業運営が行われているか。	(2) 証券等の保管は良好か。
(3) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。	(3) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
(4) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。	
(5) 経営成績及び財政状態は良好か。	
(6) 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。	
(7) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。	
(8) 会計経理及び財産管理は適切か。	
(9) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。	

3 対象団体の概要

(1) 事業の概要

八王子市は、昭和59年に市民の参加とふれあいに支えられた地域社会を実現するため財団法人八王子市コミュニティ振興会を、平成6年に伝統文化の継承・発展とともに新たな市民の文化の創造に寄与するため財団法人八王子市文化振興財団を、平成8年に学園都市づくりを振興するため八王子市学園都市振興会をそれぞれ設立した。

平成14年4月1日に、これら3団体を統合し、旧財団の市の出えん金等5億100万円を基本財産に、財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団を設立した。

平成24年4月、これまで以上に公益の実現と社会的責任を果たすべく、東京都の認可を得て公益財団法人へ移行し現在に至っており、主に次の事業を行っている。

ア 芸術・文化の鑑賞、活動の普及・支援

(ア) 実演芸術

- ・鑑賞機会の提供 [28年度実績48事業]
- ・市民参加型普及 [28年度実績42事業]
- ・鑑賞型普及 [28年度実績42事業]
- ・支援助成 [市民が主催する事業に対する人的支援や会場使用料助成など]
- ・文化施設の管理運営

(イ) 美術（夢美術館）

- ・美術鑑賞 [常設展のほか28年度は特別展4回実施]
- ・市民参加型普及 [市民公募夢美エンナーレの実施など]
- ・鑑賞型普及 [美術家や研究者によるトークイベントの開催など]
- ・管理運営

イ コミュニティづくりに関する事業

(ア) コミュニティの育成

- ・コミュニティづくり活性化事業
- ・住民協議会連携事業
- ・コミュニティ用具の貸出事業
- ・地区図書室の運営

(イ) コミュニティ活動の支援

- ・住民協議会への助成事業
- ・八王子まつり、山車保管庫、フラワーフェスティバル由木、八王子いちょう祭り、踊れ西八夏まつりへの助成事業

(ウ) コミュニティ施設に関する事業

- ・子安市民センターほか17館の地域市民センターの管理運営
- ・明神会館ほか13館の地区会館の管理運営

ウ スポーツ活動と公園利用の促進及び公園・運動施設の管理運営に関する事業

(ア) スポーツ活動の促進

- ・上柚木公園におけるスポーツ事業 [28年度実績 17事業]

(イ) 公園利用の促進

- ・自然観察会や環境資源調査等 [28年度実績 22事業]

(ウ) 公園・運動施設の管理運営

- ・上柚木公園施設及び公園内運動施設の管理運営

エ 学園都市づくりに関する事業

(ア) 大学コンソーシアム八王子

- ・大学等連携事業
- ・情報発信事業
- ・学生活動支援事業
- ・産学公連携事業
- ・外国人留学生支援事業
- ・八王子市学園都市推進会議事務局

(イ) 学園都市センターに関する事業

- ・施設の管理運営

オ 財団情報誌「ラ ラ ラ」等による情報提供に関する事業

- ・財団情報誌「ラ ラ ラ」の発行(毎月)
- ・ウェブサイトでの情報発信

カ 市からの受託事業

(ア) 彫刻写真コンクール実施委託

- ・わがまち八王子の彫刻写真コンクール

(イ) 学園都市大学(いちょう塾)運営委託

・講座の開講 [28年度実績 年間298講座]

(2) 市との関係

市は、財団の基本財産を出えんし、また、財団に対して、要綱に基づき補助金を交付するほか、指定管理に関する協定書に基づく指定管理料及び業務委託契約に基づく委託料を支払っており、出えん等の状況については次のとおりである。

ア 基本財産の出えん状況

区 分	総額(円)	出えん額(円)	出えん割合(%)
基 本 財 産	501,000,000	501,000,000	100

イ 業務委託料の執行状況

区 分	委託料執行額(円)	委託内容の概要
彫刻写真コンクール実施委託	552,099	美しい都市景観の創出及び彫刻の制作・展示を通じて新旧住民のコミュニケーションの場を広げることを目的とした「彫刻のまちづくり」事業により設置した彫刻を活用した事業を実施する。
学園都市大学運営委託	53,270,643	学園都市センターを主会場として、市周辺を含む地域の大学との連携により、市民のための生涯学習講座を実施する。

4 経営状況

(1) 収支決算状況

平成28年度の総収入は前期繰越収支差額2,091万3,426円を含め16億2,272万5,959円で、総支出は15億7,056万1,372円となっており、差引き5,216万4,587円を次期へ繰り越し、単年度では3,125万1,161円の黒字となっている。

(2) 財政状態

ア 資産

当年度末における資産の合計は9億5,190万4,066円で、その内訳は流動資産が2億4,414万6,860円、固定資産が7億775万7,206円となっている。

イ 負債及び正味財産

負債及び正味財産の合計は9億5,190万4,066円、その内訳は流動負債が2億304万5,676円、正味財産が7億4,885万8,390円となっている。

ウ 貸借対照表

別表第1のとおり(19ページ)

エ 正味財産増減計算書

別表第2のとおり(20、21ページ)

オ 財務諸表に対する注記

別表第3のとおり(22、23ページ)

5 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められた。

第4 指定管理に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる指定管理者、指定管理施設及び所管部課は、次のとおりである。

対象団体	対象施設	所管部課
公益財団法人八王子市 学園都市文化ふれあい財団	地域市民センター 地区会館	市民活動推進部 協働推進課
	芸術文化会館	市民活動推進部 学園都市文化課
	南大沢文化会館	
	夢美術館	
学園都市センター		
株式会社京王エージェンシー	高尾599ミュージアム	産業振興部 観光課
八王子ゆめおりサポート 株式会社	総合体育館	生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課

2 監査の観点及び方法

監査は、次の表に掲げた事項を主な観点として、書類審査、質問調査等通常実施すべき監査手続により実施した。

指定管理者	所管部課
(1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。	(1) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は、法令、条例等に基づき適正に行われているか。
(2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。	(2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。	(3) 管理に関する経費の算定、支出手続等は、条例、規則、協定等に従い適正に行われているか。
(4) 公の施設の管理に係る諸規程の整備はなされているか。	(4) 事業報告書の点検及び管理に関する経費の精算事務等は適正に行われているか。

指 定 管 理 者	所 管 部 課
(5) 公の施設の管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行われているか。	(5) 利用料金の承認手続は適正に行われているか。また、指定管理者に対して適時、適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。
(6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。	

3 指定管理の概要

(1) 地域市民センター・地区会館

(公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団)

ア 指定管理業務の概要

地域市民センター及び地区会館(以下「市民センター等」という。)は、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 市民センター等の施設、付帯設備及び備品(以下「施設等」という。)の保守及び維持管理並びに施設等の修繕に関する業務
- (イ) 施設等の利用承認に関する業務
- (ウ)(ア)及び(イ)に付随する業務
- (エ) 市民のコミュニティ活動に必要な情報の収集・提供に関する業務
- (オ) 市民センター等を核とした良好なコミュニティづくりに関する業務

イ 指定管理施設の概要

	施 設 名	所 在 地	指 定 期 間
地 域 市 民 セ ン タ ー	子安市民センター	子安町二丁目6番1号	平成23年4月1日～ 平成33年3月31日
	台町市民センター	台町三丁目20番1号	
	中野市民センター	中野町2726番地7	
	大和田市民センター	大和田町五丁目9番1号	
	浅川市民センター	高尾町1652番地1	
	由木中央市民センター	下柚木二丁目10番地6	
	南大沢市民センター	南大沢二丁目27番地	
	由木東市民センター	鹿島111番地1	
	長房市民センター	長房町506番地2	
	横山南市民センター	櫛田町137番地3	
	元八王子市民センター	上壺分方町747番地1	

施 設 名		所 在 地	指 定 期 間
地域市民センター	恩方市民センター	西寺方町 2 6 0 番地 4	平成 2 3 年 4 月 1 日 ~ 平成 3 3 年 3 月 3 1 日
	川口市民センター	川口町 3 8 3 8 番地	
	加住市民センター	加住町一丁目 3 3 8 番地	
	由井市民センター	片倉町 7 0 2 番地 1	
	由井市民センター みなみ野分館	みなみ野一丁目 7 番 1 号	
	北野市民センター	北野町 5 4 5 番地 3	
	石川市民センター	石川町 4 3 8 番地	
地区会館	明神会館	明神町一丁目 2 6 番 1 0 号	
	万町会館	万町 2 7 番地 1	
	天神会館	天神町 2 3 番地 2	
	山田会館	山田町 1 6 6 2 番地 1 1	
	館町市民センター	館町 1 1 5 番地 1	
	榛名公園会館	寺田町 8 4 7 番地 1	
	横川会館	横川町 5 5 9 番地 2	
	川口東部会館	川口町 1 9 7 0 番地 1	
	犬目会館	犬目町 8 6 3 番地	
	戸吹会館	戸吹町 1 6 8 番地 5	
	北野南部会館	北野台五丁目 4 8 番 1 号	
	長沼春日会館	長沼町 1 2 4 6 番地 1	
平町会館	平町 5 0 2 番地 4		
小宮会館	小宮町 8 7 6 番地 1		

ウ 指定管理料の執行状況

区 分	年度協定額(円)	執 行 額 (円)	主な管理経費の内容
概 算 払 分	208,767,000	208,767,000	人件費
	19,600,000	19,600,000	修繕費
	32,324,000	32,324,000	委託費、光熱水費、消耗品費等
合 計	260,691,000	260,691,000	

(2) 芸術文化会館（公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団）

ア 指定管理業務の概要

芸術文化会館は、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 施設の運営に関する業務
- (イ) 施設の利用承認等に関する業務
- (ウ) 施設及び設備の保守及び維持管理に関する業務
- (エ) 情報の収集・提供に関する業務
- (オ) 自動販売機の設置に関する業務
- (カ) その他関連する業務

イ 指定管理施設の概要

施設名	所在地	指定期間
芸術文化会館	本町24番1号	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	101,160,000	101,160,000	人件費、事務費、管理費(清掃費、保守点検費、警備業務委託費等)
概算払分	8,743,000	6,752,678	修繕料
合計	109,903,000	107,912,678	

(3) 南大沢文化会館(公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団)

ア 指定管理業務の概要

南大沢文化会館は、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 施設の運営に関する業務
- (イ) 施設の利用承認等に関する業務
- (ウ) 施設及び設備の保守及び維持管理に関する業務
- (エ) 情報の収集・提供に関する業務
- (オ) 自動販売機の設置に関する業務
- (カ) その他関連する業務

イ 指定管理施設の概要

施設名	所在地	指定期間
南大沢文化会館	南大沢2丁目27番	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区 分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	39,944,000	39,944,000	人件費、事務費、管理費(清掃費、保守点検費、警備業務委託費等)
概算払分	4,113,000	4,092,552	修繕料
合 計	44,057,000	44,036,552	

(4) 夢美術館(公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団)

ア 指定管理業務の概要

夢美術館は、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 特別展及び企画開催に関する業務
- (イ) 美術品及び美術に関する資料の情報の収集及び提供に関する業務
- (ウ) 展示作品及び収蔵品の管理に関する業務
- (エ) 事業の記録
- (オ) 美術館の案内、広報宣伝活動に関する業務
- (カ) 美術館の設置目的に適合する業務
- (キ) 夢美術館美術資料収集選定懇談会の運営業務

イ 指定管理施設の概要

施設名	所在地	指定期間
夢美術館	八日町8番1号 ビュータワー八王子2階	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区 分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	105,085,000	105,085,000	人件費、事務費(消耗品、通信運搬費)管理費(消耗品費、定期点検費等)等
概算払分	1,945,000	1,667,520	修繕費
合 計	107,030,000	106,752,520	

(5) 学園都市センター(公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団)

ア 指定管理業務の概要

学園都市センターは、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 施設の運営に関する業務
- (イ) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ウ) その他関連する業務
- (エ) 上記業務に必要な管理運営体制の構築

イ 指定管理施設の概要

施設名	所在地	指定期間
学園都市センター	旭町9番1号	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	108,102,000	108,102,000	人件費、事務費(消耗品費、通信運搬費等)、管理費(消耗品費、定期点検費等)、事業費(学園都市づくりに資する事業費)等
概算払分	6,000,000	5,985,241	修繕費
合計	114,102,000	114,087,241	

(6) 高尾599ミュージアム(株式会社京王エージェンシー)

ア 指定管理業務の概要

高尾599ミュージアムは、株式会社京王エージェンシーが指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 施設の管理運営に関する業務
- (イ) 地域との連携及び協働に関する業務
- (ウ) 施設の利用促進に関する業務
- (エ) 情報発信に関する業務
- (オ) 訪日外国人観光客に関する業務
- (カ) 施設・設備等の維持管理・修繕に関する業務

イ 指定管理施設の概要

施設名	所在地	指定期間
高尾599ミュージアム	高尾町2435番地3	平成27年8月11日～ 平成30年8月10日

ウ 指定管理料の執行状況

区 分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	95,900,000	95,900,000	人件費、展示製作費、維持管理費、修繕費、備品等購入費、光熱水費
概算払分			
合 計	95,900,000	95,900,000	

(7) 総合体育館（八王子ゆめおりサポート株式会社）

ア 指定管理業務の概要

総合体育館は、八王子ゆめおりサポート株式会社が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) スポーツ及びレクリエーションの振興のための施設の提供に関する業務
- (イ) スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関する業務
- (ウ) スポーツ及びレクリエーションの活動の支援に関する業務
- (エ) 施設及びこれに付属する器具の維持管理及び修繕に関する業務
- (オ) 施設（付属の施設及び設備を含む。）の利用承認に関する業務

イ 指定管理施設の概要

施 設 名	所 在 地	指 定 期 間
総 合 体 育 館	狭間町1453番1	平成26年10月1日～ 平成41年9月30日

ウ 指定管理料の執行状況

区 分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	73,589,040	73,589,040	光熱水費
概算払分	176,003,660	165,053,324	その他の経費
合 計	249,592,700	238,642,364	

4 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

(1) 地域市民センター・地区会館

(公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団)

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

【意見要望事項】

指定管理事務担当所管共通の意見要望事項あり。

指定管理者制度におけるモニタリングの適正な執行について（意見要望）

17ページ参照

(2) 芸術文化会館（公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

【意見要望事項】

指定管理事務担当所管共通の意見要望事項あり。

指定管理者制度におけるモニタリングの適正な執行について（意見要望）

17ページ参照

(3) 南大沢文化会館（公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

【意見要望事項】

指定管理事務担当所管共通の意見要望事項あり。

指定管理者制度におけるモニタリングの適正な執行について（意見要望）

17ページ参照

(4) 夢美術館（公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

【意見要望事項】

指定管理事務担当所管共通の意見要望事項あり。

指定管理者制度におけるモニタリングの適正な執行について（意見要望）

17ページ参照

(5) 学園都市センター（公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

【意見要望事項】

指定管理事務担当所管共通の意見要望事項あり。

指定管理者制度におけるモニタリングの適正な執行について（意見要望）

17ページ参照

(6) 高尾599ミュージアム（株式会社京王エージェンシー）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

【意見要望事項】

指定管理事務担当所管共通の意見要望事項あり。

指定管理者制度におけるモニタリングの適正な執行について（意見要望）

17ページ参照

(7) 総合体育館（八王子ゆめおりサポート株式会社）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

【意見要望事項】

指定管理事務担当所管共通の意見要望事項あり。

指定管理者制度におけるモニタリングの適正な執行について（意見要望）

17ページ参照

< 指定管理事務担当所管共通の意見要望事項 >

【意見要望事項】

指定管理者制度におけるモニタリング等の適正な執行について（意見要望）

市民活動推進部 学園都市文化課

市民活動推進部 協働推進課

産業振興部 観光課

生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課

本市では、平成28年3月に「八王子市指定管理者制度ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定されている。これは、指定管理者制度の運用における統一的な考え方及び標準的な取扱方法を示し、効果、効率的で透明性の高い管理運営を実現することを目的として策定され、指定管理者の指定手続や運用手法が規定されているとともに、平成19年度より導入されているモニタリング制度に

ついでの内容も含まれている。

ガイドラインによると、モニタリングとは、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、制度の導入目的である「市民サービスの向上とコストの節減」が図られているかを検証し、指定管理者制度の運用面のPDCAサイクルを確立する目的で、市が指定管理者から提供される公共サービスの水準を監視・評価をすることであると規定されている。また、モニタリングは、事業計画書の適正性を確認するとともに、評価項目を設定する期初モニタリング、事業計画書に示された活動内容に基づく運営状況を監視・指導する期中モニタリング(以下「期中」という。)、運営により創出された成果を事業計画書に照らして評価する期末モニタリング(以下「期末」という。))の3つに区分され、そのうち、期中については、6月、9月及び12月を基本の評価月とし、期中及び期末の評価結果は、実施後速やかに市から指定管理者に通知し、その結果を都度公表することになっている。

そこで、平成28年度における指定管理者に対するモニタリング等の実施状況について確認したところ、次のような不適切な事例が見受けられた。

- (1) 毎月、期中を実施しているが、期中及び期末の評価結果の公表を行っていないかった。
- (2) 期中の評価及び結果の通知について、3月に一括して行っていた。
- (3) 期中を実施しているが、指定管理者へ評価結果の通知を行っていないかった。
- (4) 期中を実施し、指定管理者へ評価結果の通知は行っているが、公表を行っていないかった。

期中の評価を確実に実施することは、執行の途中において市が協定内容の履行状況を把握する好機ともなり、期中及び期末の評価結果を公表することは、制度の公平性、透明性を高め、市民に対して質の高いサービスの提供を実現する上で重要である。

については、所管課においては、改めてガイドラインの内容を確認し、課題の速やかな発見とその改善により管理運営状況の向上に努めるため、モニタリング及びそれに係る評価・公表について、より一層の適正な執行が図られるよう要望する。

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	229,678,537	155,077,278	74,601,259
未収金	8,665,690	9,413,613	△ 747,923
立替金	1,040,315	612,070	428,245
前払費用	2,501,721	2,229,160	272,561
商品	2,260,597	2,099,990	160,607
流動資産合計	244,146,860	169,432,111	74,714,749
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	501,000,000	1,000,000	500,000,000
みずほ証券株式会社八王子支店預け金	0	500,000,000	△ 500,000,000
基本財産計	501,000,000	501,000,000	0
(2) 特定資産			
運営調整積立資産	111,794,500	114,946,000	△ 3,151,500
特定資産計	111,794,500	114,946,000	△ 3,151,500
(3) その他固定資産			
電話加入権	30,000	30,000	0
車両運搬具	9	9	0
什器備品	1,690,027	1,053,611	636,416
敷金・預託金	128,370	128,370	0
投資有価証券	93,114,300	76,472,000	16,642,300
その他固定資産計	94,962,706	77,683,990	17,278,716
固定資産合計	707,757,206	693,629,990	14,127,216
資産合計	951,904,066	863,062,101	88,841,965
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	102,841,217	77,991,522	24,849,695
預り金	10,961,479	4,794,173	6,167,306
前受金	51,222,460	49,016,800	2,205,660
受託販売	8,729,420	4,655,600	4,073,820
未払消費税	15,897,100	9,890,600	6,006,500
未払法人税	70,000	70,000	0
賞与引当金	13,324,000	13,763,000	△ 439,000
流動負債合計	203,045,676	160,181,695	42,863,981
負債合計	203,045,676	160,181,695	42,863,981
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	506,406,300	506,406,300	0
指定正味財産計	506,406,300	506,406,300	0
(うち基本財産への充当額)	(501,000,000)	(501,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(5,406,300)	(5,406,300)	(0)
2. 一般正味財産	242,452,090	196,474,106	45,977,984
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(106,388,200)	(109,539,700)	(△ 3,151,500)
正味財産計	748,858,390	702,880,406	45,977,984
負債及び正味財産合計	951,904,066	863,062,101	88,841,965

正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	[5,188,722]	[11,020,000]	[△ 5,831,278]
基本財産受取利息	5,188,722	11,020,000	△ 5,831,278
② 特定資産運用益	[983,884]	[604,633]	[379,251]
特定資産受取利息	983,884	604,633	379,251
③ 事業収益	[1,495,188,927]	[1,448,371,646]	[46,817,281]
自主事業収益	(82,618,737)	(87,139,685)	(△ 4,520,948)
入場料収益	54,972,800	53,992,105	980,695
物品貸出料収益	699,900	651,800	48,100
参加料収益	11,869,656	12,114,500	△ 244,844
会費収益	3,783,000	3,888,000	△ 105,000
手数料収益	345,932	525,309	△ 179,377
物品販売収益	1,487,695	2,529,157	△ 1,041,462
共催事業手数料等収益	6,483,605	7,794,858	△ 1,311,253
受託販売手数料等収益	122,070	36,100	85,970
物品受託販売手数料収益	801,779	3,138,556	△ 2,336,777
広告料収益	2,052,300	2,469,300	△ 417,000
利用料金収益	(299,904,180)	(307,925,752)	(△ 8,021,572)
芸術文化会館収益	99,012,140	101,893,280	△ 2,881,140
南大沢文化会館収益	54,963,060	55,036,800	△ 73,740
コミュニティ施設収益	98,709,100	99,365,300	△ 656,200
学園都市センター収益	43,014,720	42,410,540	604,180
夢美術館収益	4,205,160	9,219,832	△ 5,014,672
受託事業収益	(770,368,754)	(741,031,519)	(29,337,235)
受託事業収益	53,948,742	61,499,763	△ 7,551,021
指定管理料収益	(716,420,012)	(679,531,756)	(36,888,256)
芸術文化会館収益	107,912,678	93,041,000	14,871,678
南大沢文化会館収益	44,036,552	30,428,476	13,608,076
コミュニティ施設収益	260,691,000	264,484,440	△ 3,793,440
学園都市センター収益	114,087,241	105,161,824	8,925,417
公園運動施設収益	82,940,021	86,391,808	△ 3,451,787
夢美術館収益	106,752,520	100,024,208	6,728,312
受取補助金等	(275,799,646)	(263,990,200)	(11,809,446)
受取八王子市補助金	(269,526,321)	(263,825,000)	(5,701,321)
受取文化事業補助金	89,771,000	93,026,000	△ 3,255,000
受取コミュニティ事業補助金	165,003,321	150,420,000	14,583,321
受取財団運営補助金	14,752,000	20,379,000	△ 5,627,000
受取国庫等補助金	5,807,325	0	5,807,325
受取助成金	466,000	165,200	300,800
受取負担金	(56,179,945)	(37,355,000)	(18,824,945)
受取寄附金	(250,000)	(50,000)	(200,000)
受取協賛金	250,000	50,000	200,000
雑収益	(10,067,665)	(10,879,490)	(△ 811,825)
受取利息	261,561	335,815	△ 74,254
受取物品販売手数料	7,220,574	7,672,993	△ 452,419
受取キャンセル料	1,420,710	1,777,270	△ 356,560
雑収益	1,164,820	1,093,412	71,408
経常収益計	1,501,361,533	1,459,996,279	41,365,254
(2) 経常費用			
① 事業費	[1,423,507,378]	[1,411,350,181]	[12,157,197]
役員報酬	5,664,756	5,721,725	△ 56,969
給料手当	429,429,231	421,987,276	7,441,955
臨時雇賃金	167,180,292	162,736,030	4,444,262
福利厚生費	86,918,466	83,281,556	3,636,910
費用弁償	195,344	130,138	65,206
旅費交通費	665,106	784,716	△ 119,610
通信運搬費	10,162,639	11,199,125	△ 1,036,486
消耗什器備品費	925,481	481,777	443,704
消耗品費	25,124,809	22,602,877	2,521,932
修繕費	45,954,516	49,262,108	△ 3,307,592
印刷製本費	11,617,471	11,691,421	△ 73,950
諸謝金	23,004,537	21,139,911	1,864,626
委託費	269,512,203	267,778,858	1,733,345
賃借料	29,194,376	30,101,089	△ 906,713
燃料費	396,846	444,570	△ 47,724
光熱水料費	93,361,429	112,694,718	△ 19,333,289
保険料	1,229,136	1,035,007	194,129
支払負担金	76,170,351	78,023,077	△ 1,852,726
支払助成金	76,868,643	64,840,875	12,027,768
租税公課	42,279,226	35,937,061	6,342,165
雑費	2,590	6,735	△ 4,145
広告料	6,696,125	5,237,219	1,458,906
手数料	6,780,331	8,749,529	△ 1,969,198
販売仕入費	921,326	1,899,200	△ 977,874
貸倒損失	0	14,600	△ 14,600
減価償却費	311,048	225,283	85,765
賞与引当金繰入額	12,941,100	13,343,700	△ 402,600

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
②管理費	[25,711,281]	[28,273,558]	[△ 2,562,277]
役員報酬	2,668,254	2,795,245	△ 126,991
給料手当	7,750,467	10,530,197	△ 2,779,730
臨時雇賃金	882,184	1,039,357	△ 157,173
福利厚生費	1,821,363	2,471,789	△ 650,426
費用弁償	280,000	0	280,000
旅費交通費	214,919	192,173	22,746
通信運搬費	1,267,362	1,207,303	60,059
消耗品費	1,486,731	1,796,444	△ 309,713
修繕費	15,390	65,344	△ 49,954
印刷製本費	109,080	0	109,080
諸謝金	104,600	129,600	△ 25,000
委託費	1,216,412	1,004,740	211,672
賃借料	2,598,260	2,485,291	112,969
燃料費	34,622	13,442	21,180
保険料	515,846	528,275	△ 12,429
支払負担金	750,880	694,000	56,880
租税公課	2,553,224	1,906,739	646,485
広告料	60,000	60,000	0
手数料	549,391	446,116	103,275
交際費	414,600	356,948	57,652
減価償却費	34,796	131,255	△ 96,459
賞与引当金繰入額	382,900	419,300	△ 36,400
経常費用計	1,449,218,659	1,439,623,739	9,594,920
評価損益等調整前当期経常増減額	52,142,874	20,372,540	31,770,334
特定資産評価損益等	△ 4,063,620	1,097,806	△ 5,161,426
投資有価証券評価損益等	△ 2,015,902	△ 178,600	△ 1,837,302
評価損益等計	△ 6,079,522	919,206	△ 6,998,728
当期経常増減額	46,063,352	21,291,746	24,771,606
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
除却損失	0	249,375	△ 249,375
棚卸資産評価損	15,368	65,063	△ 49,695
経常外費用計	15,368	314,438	△ 299,070
当期経常外増減額	△ 15,368	△ 314,438	299,070
法人税等	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	45,977,984	20,907,308	25,070,676
一般正味財産期首残高	196,474,106	175,566,798	20,907,308
一般正味財産期末残高	242,452,090	196,474,106	45,977,984
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	506,406,300	506,406,300	0
指定正味財産期末残高	506,406,300	506,406,300	0
III 正味財産期末残高	748,858,390	702,880,406	45,977,984

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)によっている。ただし、平成28年度に購入した満期保有目的の債券については、取得価格と債券金額との差額がないため、償却原価法を適用していない。

② その他の有価証券 時価のあるもの……期末日の市場価額等に基づく時価法によっている。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸の評価基準は、取得原価法であり、評価方法は、先入先出法で行っている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却方法は、定額法で行っている。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……当財団は計上していない。

② 退職給付引当金……特定退職金共済制度を利用し、福利厚生費から毎年支出している。期末要支給額157,400,518円は同制度による給付金額と同額であるため、計上していない。

③ 賞与引当金……賞与支給対象時期(12月～3月期まで)の見込額13,324,000円を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	1,000,000	500,000,000	0	501,000,000
みずほ証券株式会社 八王子支店預け金	500,000,000	0	500,000,000	0
小 計	501,000,000	500,000,000	500,000,000	501,000,000
特定資産				
運営調整積立資産	114,946,000	100,000,000	103,151,500	111,794,500
小 計	114,946,000	100,000,000	103,151,500	111,794,500
合 計	615,946,000	600,000,000	603,151,500	612,794,500

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
投資有価証券	501,000,000	(501,000,000)	(0)	—
小 計	501,000,000	(501,000,000)	(0)	—
特定資産				
運営調整積立資産	111,794,500	(5,406,300)	(106,388,200)	—
小 計	111,794,500	(5,406,300)	(106,388,200)	—
合 計	612,794,500	(506,406,300)	(106,388,200)	—

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	7,685,500	7,685,491	9
什器備品	4,800,103	3,110,076	1,690,027
合計	12,485,603	10,795,567	1,690,036

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は次のとおりである。

(単位:円)

科目	帳簿価額	時価	評価損益
93回利付国庫債券(20年)	1,000,000	1,192,000	192,000
ユーロ円建外国債 CS AG ステップアップ債	300,000,000	303,720,000	3,720,000
CS固定利付コール債3603-2	200,000,000	205,420,000	5,420,000
合計	501,000,000	510,332,000	9,332,000

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
八王子市補助金						
補助金	八王子市	0	269,526,321	269,526,321	0	—
国庫補助金						
文化芸術振興費補助金 (劇場・音楽堂等活性化事業)	文化庁	0	5,807,325	5,807,325	0	—
受取補助金 計		0	275,333,646	275,333,646	0	
国庫助成金						
特定求職者雇用開発助成金	東京労働局	0	300,000	300,000	0	—
民間助成金						
定期健康診断料助成金	公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター	0	166,000	166,000	0	—
受取助成金 計		0	466,000	466,000	0	
合計		0	275,799,646	275,799,646	0	

7. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

特定資産の事業運用積立資産については、平成28年11月1日より、運営調整積立資産と名称を変更し、表示している。

平成29年度 行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査

2 監査のテーマ

市の刊行物の発行事務について

3 監査の目的

市の刊行物は、市民等への情報伝達の主な手段として、行政情報の提供や制度の周知、市民参加の促進等に広く活用されているところである。

そこで、本市における刊行物について、どのような基準で作成されているか、受け手に配慮した内容となっているかなどについて調査し、行政情報の提供についての適正性及び効率性について検証することなどを目的とする。

4 監査の実施期間

平成29年9月1日から同年12月20日まで

5 監査の対象

- (1) 平成28年度に市が市民等への情報提供等を目的として作成した刊行物
- (2) 市政資料室で有償頒布している刊行物

6 監査対象刊行物の決定条件

前記5(1)が示す刊行物は、次の抽出条件及び発行目的に合致していると判断される冊子、パンフレット、リーフレット、チラシ及び地図とした。

(1) 抽出条件

財務会計システムにて、平成28年度に支払があるもののうち、次に該当するもの

ア) 予算執行科目を「印刷製本費」としているもの

イ) 委託契約及び単価契約のうち、件名に「策定、発行、作成、作製、制作又は印刷」の言語を含んでいるもの

平成28年度に実施された庁内印刷のうち、1回の発行部(枚)数が5,000部(枚)以上のもの

(2) 発行目的

総合的な情報提供
イベント・行事等の告知
施策・計画・制度・手続等の周知
施設紹介・利用案内
市民等への意識啓発
状況・結果の取りまとめ

ただし、次のものは対象外とする。

指定管理者が作成したもの
学校、保育所、学童保育所等で作成したもの
申請書等の様式
特定の個人や法人に送付した通知書、督促状等

7 監査の方法

(1) 平成28年度に市が市民等への情報提供等を目的として作成した刊行物

前記6により抽出した監査対象刊行物を作成した所管に対して、巻末に掲載した基本調査項目及び詳細調査項目を記載した調査票を送付し、回答と該当刊行物の提出を依頼した。(平成29年9月11日～22日)

上記により回答された調査票の確認を行った。また、提出された刊行物は、一律に調査するため調査項目を設定し、この調査項目に基づいた内容の確認を行うとともに、更なる確認が必要な所管に対しては、文書又は口頭による質問を行った。

なお、刊行物は、次に掲げるとおり区分した。

ア) 冊子

背表紙のある印刷物又はホチキス止めや中綴じ製本された表紙のある印刷物でイ)及びオ)以外のもの

イ) パンフレット

ホチキスや糸で綴じられた3～4枚程度の印刷物及びホチキス等で綴じないで複数枚を二つに折りたたんだ印刷物

ウ) リーフレット

一枚刷りで折りたたまれた印刷物

エ) チラシ

一枚刷りの印刷物(通知等に同封した文書も一枚刷りであればチラシとする。)

オ) 地図

全面又はほとんどの割合を地図で占めているもの(イベントのお知らせ用に

作成されたチラシ等に地図が挿入されている場合を除く。)

上記の結果、前記6(2)の発行目的に合致しないと判断したものについては、対象から除いて集計、分析等を行った。

(2) 市政資料室で有償頒布している刊行物

単価の根拠及び意思決定に関する資料の確認並びに口頭による質問を行った。

8 個別調査の対象所管及び刊行物

(1) 前記6(1)により抽出した69課が作成した刊行物189件のうち、前記6(2)の発行目的に合致しないと判断したものを除いた62課、169件の刊行物

(2) 平成29年9月1日現在、市政資料室で有償頒布している10課、24件の刊行物
市政資料室で有償頒布している69件のうち、次のものを対象除外とした。

上記(1)の169件の刊行物に含まれるもの

バックナンバーを販売している場合、最新以外のもの

市史及び関連書籍については、平成28年度より前に発行されたもの

9 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

- (1) 刊行物はどのような基準に基づき作成・編集が行われているか。
- (2) 受け手に配慮した内容になっているか。
- (3) 頒布に当たって、有償頒布について検討はされているか。
- (4) 有償頒布の場合、単価の設定は適切に行われているか。
- (5) インターネットの併用は検討又は実施されているか。

第2 調査の結果

<平成28年度に市が市民等への情報提供等を目的として作成した刊行物について>

前記、監査の概要5(1)の監査対象のうち、同8(1)において個別調査の対象とした169件の刊行物を対象者、発行目的及び種類ごとに集計及び分析した結果は次のとおりである。

対象者	刊行物数	発行目的	刊行物の種類					合計
			冊子	パンフレット	リーフレット	チラシ	地図	
市民一般	102	総合的な情報提供	4	3	6	3	1	17
		イベント・行事等の告知	0	2	4	13	0	19
		施設紹介・利用案内	1	0	8	2	1	12
		施策・計画・制度・手続等の周知	7	2	7	9	0	25
		市民等への意識啓発	2	0	7	7	0	16
		施策等の状況・結果のとりまとめ	1	0	0	0	0	1
		その他	11	1	0	0	0	12
特定地域に居住する市民	0							
高齢者	8	総合的な情報提供	1	0	0	0	0	1
		イベント・行事等の告知	0	0	0	0	0	0
		施設紹介・利用案内	0	0	1	1	0	2
		施策・計画・制度・手続等の周知	0	0	0	0	0	0
		市民等への意識啓発	0	0	3	2	0	5
		施策等の状況・結果のとりまとめ	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
障害者	0							
子ども	18	総合的な情報提供	0	0	0	0	0	0
		イベント・行事等の告知	0	0	0	7	0	7
		施設紹介・利用案内	0	0	1	0	0	1
		施策・計画・制度・手続等の周知	0	0	0	0	0	0
		市民等への意識啓発	3	1	0	1	0	5
		施策等の状況・結果のとりまとめ	0	0	0	0	0	0
		その他	3	0	0	0	2	5
外国人	3	総合的な情報提供	1	0	0	1	0	2
		イベント・行事等の告知	0	0	0	0	0	0
		施設紹介・利用案内	0	0	0	0	0	0
		施策・計画・制度・手続等の周知	0	0	0	0	0	0
		市民等への意識啓発	0	0	1	0	0	1
		施策等の状況・結果のとりまとめ	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
その他	38	総合的な情報提供	1	1	2	1	0	5
		イベント・行事等の告知	1	0	0	4	0	5
		施設紹介・利用案内	0	1	1	0	0	2
		施策・計画・制度・手続等の周知	1	0	1	8	0	10
		市民等への意識啓発	2	1	1	7	0	11
		施策等の状況・結果のとりまとめ	1	0	0	0	0	1
		その他	1	1	0	2	0	4
合計	169		41	13	43	68	4	169

対象者については、刊行物169件のうち102件が「市民一般」である。発行目的の主なものは、「総合的な情報提供」、「イベント・行事等の告知」、「施策・計画・制度・手続等の周知」で、イベント案内に係るチラシや施設のパンフレット等が作成されている。

また、「市民一般」を対象に「その他」の目的で発行された冊子は、八王子市史等関連書籍、八王子市の歴史関連資料等である。

対象者の「その他」の主なものは、予防接種対象者等の頒布対象範囲が特定されている市民である。

刊行物の種類については、発行目的が「イベント・行事等の告知」では主にチラシ、「総合的な情報提供」、「施策・計画・制度・手続等の周知」及び「市民等への意識啓発」では、主に冊子及びリーフレットが作成されている。

以上の刊行物について、次の各項目に対する対象者、発行目的、種類等の集計及び分析を行った結果は次のとおりである。（単位は、全て件数である。）

なお、対象者のうち、刊行物数が0件の「特定地域に居住する住民」及び「障害者」については、以降の集計から省略する。

1 刊行物の有償無償について

(1) 刊行物の有償・無償の内訳

刊行物の種類	刊行物数	有償	無償
冊子	41	12	29
パンフレット	13	1	12
リーフレット	43	0	43
チラシ	68	0	68
地図	4	0	4
合 計	169	13	156

有償で頒布されている刊行物は、冊子12件、パンフレット1件の合計13件で、それ以外の刊行物は全て無償で頒布されている。

(2) 有償刊行物における有償とした判断理由

判断理由(複数回答可)	件 数
作成経費について受益者負担を考慮したため	13
頒布対象が限られているため	0
周知を目的とするため	0
類似刊行物との均衡を図るため	4
他市等の実績を参考にしたため	4
過年度実績を参考としたため	0
その他	0

刊行物を有償とした判断理由については、有償刊行物13件全てにおいて「作成経費について受益者負担を考慮したため」であり、更に、このうちの4件では、「類似刊行物との均衡を図るため」及び「他市等の実績を参考にしたため」も理由としている。

(3) 有償刊行物の単価の設定に係る意思決定(決裁)の有無

刊行物の種類	刊行物数	決裁の有無	
		有	無
冊子	12	11	1
パンフレット	1	1	0
リーフレット	0	0	0
チラシ	0	0	0
地図	0	0	0
合計	13	12	1

有償刊行物の単価の設定に係る意思決定については、有償刊行物13件中12件で決裁を確認できた。残り1件については、単価の設定に係る根拠資料のみ確認できた。単価は巻末資料に示すとおり。

(4) 無償刊行物における無償とした判断理由

判断理由 (複数回答可)	刊行物の種類(刊行物数156)					合計
	冊子 (刊行物数29)	パンフレット (刊行物数12)	リーフレット (刊行物数43)	チラシ (刊行物数68)	地図 (刊行物数4)	
作成経費について受益者負担を考慮したため	0	0	0	1	0	1
頒布対象が限られているため	5	1	6	8	0	20
周知を目的とするため	19	11	39	64	2	135
類似刊行物との均衡を図るため	3	2	3	1	0	9
他市等の実績を参考にしたため	1	0	1	0	0	2
過年度実績を参考としたため	2	0	4	3	0	9
その他	5	1	4	2	2	14

刊行物を無償とした判断理由については、無償刊行物156件中「周知を目的とするため」が135件で最も多い。

「その他」の主な判断理由については、次のとおりである。

- ・小中学校の教育活動(教材)で使用するため。
- ・登録又は予約に関する案内文書であるため。

2 ユニバーサルデザインガイドラインの活用について

(1) 本市で作成(公開)した手引き等の認識度

手 引 き 等	認識あり	認識なし	合計
ユニバーサルデザインガイドライン	95	74	169
男女共同参画の視点からの公的広報の手引	54	115	169
広報活動ガイドライン	96	73	169

ユニバーサルデザインガイドラインは、「八王子市における印刷物等ユニバーサルデザインガイドライン」を指す。以下、ユニバーサルデザインガイドラインは「UDガイドライン」、男女共同参画の視点からの公的広報の手引は「男女共同参画の手引」、広報活動ガイドラインは「広報ガイドライン」と記載する。

本市で作成(公開)した手引き等の認識については、UDガイドラインは「認識あり」が95件、広報ガイドラインは「認識あり」が96件である。男女共同参画の手引は、「認識あり」が54件で「認識なし」の115件を大きく下回っている。

(2) 刊行物の作成に当たって参考にした手引き等

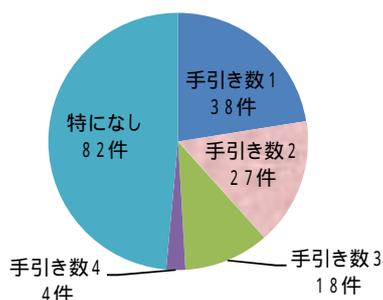
参考にした手引き等 (複数回答可)	対 象 者 (刊行物数169)					合計
	市民一般 (刊行物数102)	高 齢 者 (刊行物数8)	子 ども (刊行物数18)	外 国 人 (刊行物数3)	そ の 他 (刊行物数38)	
UDガイドライン	44	3	6	0	10	63
男女共同参画の手引	13	1	2	0	1	17
広報ガイドライン	38	2	3	0	10	53
分野別計画等策定 (改定)の手引き	14	0	0	0	0	14
その他	7	2	0	0	6	15
特になし	46	3	11	3	19	82

刊行物の作成に当たって参考にした手引き等については、「UDガイドライン」が63件、「広報ガイドライン」が53件で、参考にした手引き等が「特になし」は82件である。

参考にした手引き等における「その他」の主なものは、「文書事務の手引」、「他自治体の発行物」、「歴史資料」である。

また、次のグラフのとおり、2つ以上の手引きを参考にした刊行物は49件である。

< 参考にした手引き等の数 >



(3) 参考とした手引き等が特になしの理由

特になしの理由(複数回答可)	件数
本市で手引き等が作成されていることを知らなかったから	7
前回分を参考に作成したから	58
参考とすべき手引き等がなかったから	14
その他	12

刊行物の作成に当たって手引き等を参考にしていない理由については、特になしとした82件中の58件で「前回分を参考に作成したから」と回答している。

「その他」の主な理由は、次のとおりである。

- ・独自で執筆要項などのガイドラインを定めているため。
- ・本市のチラシ作成研修を参考にした。
- ・簡易な内容だったから。

(4) UDガイドラインで参考にした項目

UDガイドラインにおける参考項目(複数回答可)	対象者(刊行物数169)					合計
	市民一般 (刊行物数102)	高齢者 (刊行物数8)	子ども (刊行物数18)	外国人 (刊行物数3)	その他 (刊行物数38)	
文字	41	3	1	0	6	51
表現	41	2	4	0	6	53
様式	28	0	1	0	2	31
イラスト等	38	3	2	0	4	47
配慮が必要な方などへの情報提供	15	2	2	0	5	24
ホームページでの表現	17	0	1	0	1	19

UDガイドラインで参考にした主な項目については、「文字」、「表現」、「イラスト等」である。

対象者別にみても、市民一般、高齢者及び子どもそれぞれにおいて、同様の傾向が見受けられた。

なお、外国人を対象とした刊行物は、UDガイドラインを参考としていないため本表及び次表の全ての項目において0件である。

(5) UDガイドラインを参考に実際に行った対応

UDガイドラインを参考とした 実際の対応(複数回答可)	対象者(刊行物数169)					合計
	市民一般 (刊行物数102)	高齢者 (刊行物数8)	子ども (刊行物数18)	外国人 (刊行物数3)	その他 (刊行物数38)	
文字を大きくした	37	3	2	0	3	45
読みやすい書体にした	42	3	2	0	6	53
読みづらい字にルビを振った	13	0	6	0	1	20
平易な表現に置き換えた	29	2	4	0	4	39
外来語を別の言葉に置き換えた	5	0	0	0	0	5
難解な言葉や外来語に説明を加えた	13	1	0	0	0	14
文字や背景の色に配慮した	18	2	0	0	4	24
イラスト、写真、表、グラフなどを利用して分かりやすくした	33	3	5	0	4	45
その他	2	0	1	0	1	4

UDガイドラインを参考に実際に行った主な対応については、「文字を大きくした」、「読みやすい書体にした」、「平易な表現に置き換えた」、「イラスト、写真、表、グラフなどを利用して分かりやすくした」である。

対象者別にみても、市民一般及び高齢者については、同様の傾向が見受けられた。また、子どもでは、「読みづらい字にルビを振った」が最も多い。

実際の刊行物を確認したところ、歴史上の人物名や一般的に馴染みの薄い固有名詞及び専門用語に対して、ルビを振る、平易な表現への置き換えや説明を加える等の対応を行っている刊行物が多数見受けられたが、小学生を対象とした刊行物において、小学校では未学習の漢字にルビが振られていないものもあった。

また、文字の大きさでみると、高齢者を対象としたほとんどの刊行物で10.5ポイント以上の文字が使用されている一方、市民一般を対象とした刊行物では、高齢者にも周知が必要と思われる内容であっても9ポイント以下の文字が使用されているものが見受けられた。

実際の対応における「その他」4件の内容は、次のとおりである。

- ・SPコード(文字情報を音声で聴くことができる二次元コード)を印刷した。
- ・多言語のリーフレットを作成した。

3 奥付(問い合わせ先等)について

(1) 刊行物の種類ごとの奥付(問い合わせ先等)の有無

奥付の有無については、次の基準に基づき区分し集計した。

冊子

発行者名のほか、住所、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス、発行年月のうち、いずれか3項目以上記載があるものについて「奥付有」とした。

パンフレット・リーフレット・チラシ・地図

発行者名のほか、住所、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス、発行年月のうち、いずれか1項目以上記載があるものについて「奥付有」とした。

刊行物の種類	刊行物数	奥付有	奥付無
冊子	41	31	10
パンフレット	13	11	2
リーフレット	43	37	6
チラシ	68	54	14
地図	4	2	2
合計	169	135	34

奥付の有無については、「奥付有」は135件で、「奥付無」は34件である。

(2) 「奥付無」とした刊行物の奥付の記載項目

奥付の記載項目 (複数回答可)	刊行物の種類 (刊行物数34)					合計
	冊子 (刊行物数10)	パンフレット (刊行物数2)	リーフレット (刊行物数6)	チラシ (刊行物数14)	地図 (刊行物数2)	
発行者名	7	0	0	1	0	8
住所	2	0	2	1	0	5
電話番号	5	1	5	9	0	20
FAX番号	1	0	3	1	0	5
e-mailアドレス	1	0	0	1	0	2
発行年月	6	0	0	1	2	9
版数	4	0	0	1	0	5
著作権表示	0	0	0	0	2	2
その他	1	0	0	3	0	4

奥付の記載項目については、奥付無しとした34件のうち、「発行者名」の記載があるものは8件であるが、記載がない26件のうち16件では、問い合わせ先として記載内容に関連する所管等の名称の記載があった。

また、「電話番号」の記載があるものは20件で、記載がない14件の主な理由は次のとおりである。

- ・小中学校及び児童・生徒に配付するため記載する必要がないと判断した。
 - ・イベント当日若しくは施設等で配布する刊行物であるため。
- なお、奥付として1項目も記載がない刊行物は5件であった。

(3) 「奥付有」とした刊行物の奥付の記載項目数

奥付の 記載項目数	刊行物の種類					合計
	冊子	パンフレット	リーフレット	チラシ	地図	
2項目	0	1	1	16	0	18
3項目	0	1	10	22	1	34
4項目	12	3	13	10	1	39
5項目	8	5	9	6	0	28
6項目	9	1	4	0	0	14
7項目	2	0	0	0	0	2
合計	31	11	37	54	2	135

奥付の記載項目8項目(発行者名 住所 電話番号 FAX番号 e-mailアドレス 発行年月 版数 著作権表示)のうち、何項目が記載されているかについては、冊子、パンフレット及びリーフレットでは4項目以上が大半を占めており、チラシでは主に2項目又は3項目である。

(4) 「奥付有」とした刊行物の奥付の記載項目

刊行物の種類別

奥付の記載項目 (複数回答可)	刊行物の種類 (刊行物数135)					合計
	冊子 (刊行物数31)	パンフレット (刊行物数11)	リーフレット (刊行物数37)	チラシ (刊行物数54)	地図 (刊行物数2)	
発行者名	31	11	37	54	2	135
住所	27	9	20	25	0	81
電話番号	31	11	37	54	0	133
FAX番号	19	8	28	23	0	78
e-mailアドレス	10	3	6	9	0	28
発行年月	29	5	20	2	2	58
版数	5	0	2	1	1	9
著作権表示	4	1	3	0	2	10
その他	19	6	9	4	0	38

刊行物の種類別にみた奥付の主な記載項目については、冊子では「住所」、「電話番号」、「FAX番号」、「発行年月」で、パンフレット、リーフレット及びチラシでは「住所」、「電話番号」、「FAX番号」である。「発行者名」は全ての刊行物に記載があった。

「その他」38件の主な記載項目は、「本市ホームページのURL」、「受託業者名」、「印刷会社名」である。

対象者別

奥付の記載項目 (複数回答可)	対 象 者 (刊行物数135)					合計
	市民一般 (刊行物数82)	高齢者 (刊行物数7)	子ども (刊行物数15)	外国人 (刊行物数2)	その他 (刊行物数29)	
発行者名	82	7	15	2	29	135
住所	51	2	9	0	19	81
電話番号	82	7	13	2	29	133
FAX番号	50	3	8	2	15	78
e-mailアドレス	17	0	1	2	8	28
発行年月	42	0	5	1	10	58
版数	6	0	1	0	2	9
著作権表示	5	1	3	0	1	10
その他	30	0	2	0	6	38

対象者別の奥付の主な記載項目については、市民一般では「発行者名」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」であるが、件数を見てみると、「発行者名」及び「電話番号」は82件全てにおいて記載があるものの、「住所」は51件、「FAX番号」は50件と約6割にとどまっている。

なお、高齢者及び子どもにおいても、ほぼ同様の傾向が見受けられた。

また、外国人については、「電話番号」、「FAX番号」、「e-mailアドレス」の記載があるが、「住所」については記載がない。

4 年号表記について

(1) 刊行物の年号表記

対象者	年号表記	刊行物の種類					合計
		冊子	パンフレット	リーフレット	チラシ	地図	
市民一般	和暦	6	3	11	16	1	37
	西暦	0	0	0	3	0	3
	和暦(西暦)	5	0	1	2	0	8
	西暦(和暦)	0	0	2	0	0	2
	複数使用	15	4	13	2	1	35
	なし	0	1	5	11	0	17
高齢者	和暦	1	0	1	3	0	5
	西暦	0	0	0	0	0	0
	和暦(西暦)	0	0	0	0	0	0
	西暦(和暦)	0	0	0	0	0	0
	複数使用	0	0	0	0	0	0
	なし	0	0	3	0	0	3
子ども	和暦	2	1	1	6	2	12
	西暦	0	0	0	1	0	1
	和暦(西暦)	1	0	0	0	0	1
	西暦(和暦)	0	0	0	0	0	0
	複数使用	3	0	0	1	0	4
	なし	0	0	0	0	0	0
外国人	和暦	0	0	0	0	0	0
	西暦	1	0	1	0	0	2
	和暦(西暦)	0	0	0	0	0	0
	西暦(和暦)	0	0	0	0	0	0
	複数使用	0	0	0	0	0	0
	なし	0	0	0	1	0	1
その他	和暦	6	1	4	11	0	22
	西暦	0	2	0	2	0	4
	和暦(西暦)	0	0	0	0	0	0
	西暦(和暦)	0	0	0	0	0	0
	複数使用	1	1	0	0	0	2
	なし	0	0	1	9	0	10
合計		41	13	43	68	4	169

設問の選択肢にはないが、刊行物に年号の記載がないものを「なし」として集計した。

年号表記については、対象者が市民一般の刊行物では結果にばらつきが生じているが、高齢者及び子どもでは「和暦」、外国人では「西暦」が主に選択されている。

(2) 冊子における発行目的別の年号表記

発行目的	刊行物数	年号表記					
		和暦	西暦	和暦(西暦)	西暦(和暦)	複数使用	なし
総合的な情報提供	7	4	1	0	0	2	0
イベント・行事等の告知	1	1	0	0	0	0	0
施設紹介・利用案内	1	1	0	0	0	0	0
施策・計画・制度・手続等の周知	8	3	0	1	0	4	0
市民等への意識啓発	7	5	0	1	0	1	0
施策等の状況・結果のとりまとめ	2	1	0	0	0	1	0
その他	15	0	0	4	0	11	0
合計	41	15	1	6	0	19	0

冊子における年号表記については、全ての冊子に年号表記があり、複数使用が19件、和暦が15件、和暦(西暦)は6件である。

「その他」の目的で発行された刊行物のうち、年号が複数使用された11件の主なものは、市史関連資料である。

5 刊行物頒布による広報効果の検証について

(1) 目的の達成度及び広報効果の検証について

発行目的	刊行物数	目的の達成度					広報効果の検証	
		十分に達成した	ある程度達成した	あまり達成しなかった	全く達成しなかった	どちらともいえない	している	していない
総合的な情報提供	25	12	12	0	0	1	4	21
イベント・行事等の告知	31	14	17	0	0	0	18	13
施設紹介・利用案内	17	10	6	0	0	1	7	10
施策・計画・制度・手続等の周知	35	15	18	0	0	2	7	28
市民等への意識啓発	38	12	24	0	0	2	6	32
施策等の状況・結果のとりまとめ	2	1	1	0	0	0	0	2
その他	21	11	7	0	0	3	4	17
合計	169	75	85	0	0	9	46	123

目的の達成度については、「ある程度達成した」が85件と最も多く、「十分に達成した」の75件と合わせると169件のうち160件で目的は達成されている。

「あまり達成しなかった」及び「全く達成しなかった」は0件である。

「どちらともいえない」9件のうち2件では、目的達成に向けた取組が実施されていた。

また、広報効果の検証の有無について発行目的別にみると、イベント・行事等の告知では「検証している」が「検証していない」を上回っているが、それ以外の全ての発行目的では、「検証していない」が上回っており、169件のうち123件で検証が行われていない。

(2) 広報効果の検証をしていない理由

発行目的	検証していない理由			合計
	検証する 必要がない	検証方法が 分からない	その他	
総合的な情報提供	9	9	3	21
イベント・行事等の告知	10	3	0	13
施設紹介・利用案内	6	2	2	10
施策・計画・制度・手続等の周知	15	3	10	28
市民等への意識啓発	16	10	6	32
施策等の状況・結果のとりまとめ	1	0	1	2
その他	8	8	1	17
合計	65	35	23	123

広報効果の検証をしていない理由については、「検証する必要がない」が65件と最も多い。検証をしていない理由における「その他」23件の主なものは、次のとおりである。

- ・自己申請による制度の案内であるため。
- ・効果の検証は困難(不可能)、広報効果によるものか否かの判断が難しいため。
- ・今後、検証予定である。

(3) 達成度、検証実施の有無、検証をしていない理由(発行目的別)

発行目的: イベント・行事等の告知

目的の達成度	件数	広報効果 の検証	件数	検証をしていない理由	件数
十分に達成した	14	検証している	10		
		検証していない	4	検証する必要がない	4
				検証方法が分からない	0
				その他	0
ある程度達成した	17	検証している	8		
		検証していない	9	検証する必要がない	6
				検証方法が分からない	3
				その他	0
どちらともいえない	0	検証している	0		
		検証していない	0	検証する必要がない	0
				検証方法が分からない	0
				その他	0
合計	31		31	13	

イベント・行事等の告知を発行目的とする刊行物について、目的の達成度別に広報効果の検証状況をみると、十分に達成したでは、「検証している」が10件で、検証していないを上回っている。

ある程度達成したでは、「検証している」が8件、「検証していない」が9件である。
 検証していない理由で最も多いのは、「検証する必要がある」の6件である。

発行目的:市民等への意識啓発

目的の達成度	件数	広報効果の検証	件数	検証をしていない理由	件数
十分に達成した	12	検証している	0		
		検証していない	12	検証する必要がある	11
				検証方法が分からない	1
				その他	0
ある程度達成した	24	検証している	6		
		検証していない	18	検証する必要がある	5
				検証方法が分からない	9
				その他	4
どちらともいえない	2	検証している	0		
		検証していない	2	検証する必要がある	0
				検証方法が分からない	0
				その他	2
合計	38		38		32

市民等への意識啓発を発行目的とする刊行物では、十分に達成したとする12件全てで広報効果の検証が行われていない。

ある程度達成したでは、「検証している」6件に対し、「検証していない」は18件である。
 検証していない理由で最も多いのは、「検証方法が分からない」の9件である。

6 他の広報媒体との併用について

(1) 併用している広報媒体ごとの刊行物の種類の内訳

併用している広報媒体 (複数回答可)	刊行物の種類 (刊行物数169)					合計
	冊子 (刊行物数41)	パンフレット (刊行物数13)	リーフレット (刊行物数43)	チラシ (刊行物数68)	地図 (刊行物数4)	
ホームページ	31	12	37	44	2	126
全庁掲示板 ¹	2	4	1	10	0	17
Twitter ²	1	1	0	5	0	7
facebook ³	3	4	5	14	1	27
メールマガジン	1	0	1	0	0	2
テレビ、ラジオ	2	0	0	1	1	4
新聞	5	2	0	4	0	11
地域情報紙	5	3	4	7	0	19
その他	6	1	1	18	0	26
併用を検討中	4	1	1	3	0	9
併用の予定なし	6	1	5	14	2	28

1 「全庁掲示板」とは、市の庁内LANを使用する電子掲示板で、業務に関する情報を市職員間のみ発信・閲覧ができるもの。

2 「Twitter (ツイッター)」とは、ツイートと呼ばれる140文字以内の情報を投稿・閲覧するサービス。

3 「facebook (フェイスブック)」とは、現実にいる知り合い同士が実名を前提にインターネット上で交流することを目的としたサービス。

併用している広報媒体については、刊行物の全ての種類で「ホームページ」が最も多く、169件中126件で併用されている。

また、「facebook」を併用している刊行物のうち11件は、イベント・行事等の告知を発行目的としたチラシである。

「その他」の広報媒体26件のうち14件は、「広報はちおうじ」である。

「併用の予定なし」とした主な理由は、次のとおりである。

- ・小中学校における教育活動で使用するため。
- ・市民に直接送付し周知を図るため。

7 その他

(1) 作成部数等について

作成部数の根拠の有無

刊行物の種類	刊行物数	根拠有	根拠無
冊子	41	39	2
パンフレット	13	12	1
リーフレット	43	39	4
チラシ	68	60	8
地図	4	4	0
合計	169	154	15

作成部数の根拠の有無については、「根拠有」は154件で、「根拠無」は15件である。

配布後の残数確認

刊行物の種類	刊行物数	確認している	確認していない
冊子	41	40	1
パンフレット	13	13	0
リーフレット	43	33	10
チラシ	68	55	13
地図	4	4	0
合計	169	145	24

配布後の残数確認については、「確認している」は145件で、「確認していない」は24件である。

残数を確認していない主な理由は、次のとおりである。

- ・広報はちおうじへの折込みで配付しており、他の所管で管理しているため。
- ・必要数をその都度印刷しているため。
- ・配布継続中のため。

発行部数に係る残数確認後の検討結果

検討結果	刊行物の種類					合計
	冊子	パンフレット	リーフレット	チラシ	地図	
概ね適正であった	26	8	26	44	3	107
ある程度適正であった	14	4	7	8	0	33
やや適正ではなかった	0	0	0	3	1	4
適正ではなかった	0	1	0	0	0	1
合計	40	13	33	55	4	145

発行部数の検討結果については、残数確認を行った145件のうち107件で「概ね適正であった」としている。

「やや適正ではなかった」又は「適正ではなかった」とした5件では、次回の発行に向けて次のような改善が図られた。

- ・作成量を増やした(減らした)。
- ・配布対象者を精査した。

(2) 男女共同参画の手引の活用について 男女共同参画の手引で参考にした項目

男女共同参画の手引 における参考項目 (複数回答可)	対象者(刊行物数169)					合計
	市民一般 (刊行物数102)	高齢者 (刊行物数8)	子ども (刊行物数18)	外国人 (刊行物数3)	その他 (刊行物数38)	
男女いずれかに偏った表現	12	1	1	0	1	15
性別によるイメージの固定化	12	1	2	0	1	16
男女を対等な関係で表現	11	1	1	0	1	14
男女での異なった表現	9	0	1	0	1	11
女性をアイキャッチャーとした 表現	9	0	1	0	1	11
その他	0	1	0	0	0	1

アイキャッチャーとは、広告の表現で、見るものの目を引きつけ購入意欲を刺激するために意図的につくられるものをいう。

男女共同参画の手引で参考にした主な項目については、「男女いずれかに偏った表現」、「性別によるイメージの固定化」、「男女を対等な関係で表現」である。5つの項目全てを参考にしたものは11件であった。

具体的な対応の主なものは、次のとおりである。

- ・色の表現において、性別のイメージに固定されないようにした。
- ・イラストの男女比が均等になるようにした。
- ・表現に男女による偏りが無いようにした。

< 市政資料室で有償頒布している刊行物について >

前記、監査の概要5(2)の監査対象のうち、同8(2)において個別調査の対象とした24件の刊行物について、単価の設定に係る意思決定の有無について確認したところ、24件のうち7件で決裁を確認できた。

決裁が確認できなかった17件のうち、10件は単価の設定に係る根拠資料を確認できた。

決裁又は根拠資料の確認ができた17件における単価の設定方法は、次のとおりである。単価は巻末資料に示すとおり。

< 単価の設定方法 >

単価の設定方法 (複数回答可)	件数
作成経費から算定した	11
庁外配付に必要な経費から算定した	1
印刷に係る複数社の見積を参考にした	2
類似刊行物との均衡を考慮して算定した	1
編集(編さん)委員等の意見を参考にした	4
他市等の実績を参考にした	1

単価の設定方法について、「作成経費から算出した」の回答における具体的な算出方法の主なものは、次のとおりである。

- ・印刷経費を発行部数で除した金額を単価とする。
- ・印刷経費を発行部数で除した金額に事務経費を加算した金額を単価とする。

また、決裁及び根拠資料の確認ができなかった7件については、10年以上前に単価が設定された刊行物のため、決裁等は既に廃棄されていた。

第3 監査の結果

1 刊行物の有償頒布の単価設定及び判断基準について(意見要望)

今回の調査対象169件において、有償頒布しているものは13件であった。そのうち12件が冊子、1件がパンフレット(フルカラー16ページ)で、全て外部に印刷等を発注し作成していた。有償とした理由については、13件全てが作成経費について受益者負担を考慮したためとしている。その一方、無償頒布している刊行物156件について冊子は29件で、そのうち24件は外部に印刷等を発注し作成していた。無償とした理由については、周知を目的としている、頒布対象が限られている、類似刊行物との均衡を図る、過年度実績を参考とした、副読本等として教育啓発活動を目的に使用している、などであった。

また、冊子41件のうち、施策に係る個別計画やマスタープラン等5件については、3件が外部発注により作成されていたが、有償頒布は1件のみであり、同種の刊行物でありながら判断が分かれていた。

有償・無償の判断に際しては、作成経費や発行目的、用途など様々な視点を考慮する必要がある。例えば、周知を目的としている刊行物において、周知対象以外から個人的な興味等を目的として求められたときは有償とするなど、個人的な研究や鑑賞等に資するような刊行物などについては、有償とすることが適当と認められる場合も考えられる。また、当該冊子と併せて概要版を作成している場合には、周知対象については概要版の無償頒布により周知を図る一方で、詳細版(完全版)については容易に閲覧できる仕組みを構築した上で、受益者負担の視点から有償頒布するなどの可能性について検討することも必要である。

本調査では、上記有償頒布13件と併せて監査時点において本庁舎1階にある市政資料室にて有償頒布されている刊行物69件のうち、上記13件のバックナンバー等を除く24件について、有償頒布の単価の設定に関する意思決定の有無について確認した。

その結果、上記有償頒布13件については、単価の設定について意思決定の決裁文書が保存されていないものが1件あったものの、単価設定の根拠資料については全件確認ができた。これに対して、市政資料室にて有償頒布されている刊行物24件については、単価の設定について意思決定の決裁文書が保存されていなかったものが17件で、かつ単価設定の根拠資料の有無が不明のため確認ができなかったものが7件あった。意思決定の決裁文書が保存されていなかった刊行物について所管課に確認したところ、当該刊行物の単価は、10年以上も前に設定されたものであるため、当時の意思決定を裏付ける書類はないとのことであった。

また、単価の設定については、印刷経費を発行部数で除した金額としているものが30件中15件あり、その他には複数の刊行物を一括作成した場合に印刷経費を成果物の内容(フルカラー版と白黒版)により配分しているもの、印刷経費を発行部数で除した金額を算定し当該金額に事務経費を加算した金額を単価としているもの、編集委員の意見により印刷製本単価の3分の2として設定しているものもあった。なお、単価の端数の切上げ、切捨て処理に関

しても所管ごとに対応が異なっていた。

有償で冊子等を頒布する際の単価設定については、当初の設定から年月が経過している刊行物も多いことから、広報媒体の多様化等の現状も踏まえ、見直しが必要と思われるが、その場合には、当該冊子等を購入する市民等への説明責任を果たす意味でも一定の基準に基づき行われるべきである。また、単価設定の根拠資料の保存に関しても、一般的な文書保存の基準に関わらず、少なくとも有償頒布が行われている期間にあっては保存し、説明責任を果たせるよう備えておくことが望ましい。

については、刊行物に関する有償・無償の判断、有償頒布とした場合の単価設定、その根拠資料の保存年限に関して、例えば、刊行物に関する取扱要綱を策定するなど統一的な指針を設定し、刊行物の発行において全庁共通の認識に基づいた判断が行われるような方策を検討するとともに、既に有償頒布している刊行物についても、当該指針に基づき単価の見直しを図られたい。

2 刊行物におけるユニバーサルデザインへの取組について(意見要望)

本市は、平成19年3月に、庁内情報について、総合的な活用促進体制の整備を進めることを目的として、情報マネジメント検討委員会を設置した。同委員会では、ユニバーサルデザインに係る庁内基準について、「八王子市が作成し配付、発信する印刷物などは、誰にでも読みやすく、わかりやすく、かつ情報が正確に相手に伝わるものを作成する」ことを方針として定め、検討の結果、19年度に「八王子市における印刷物等ユニバーサルデザインガイドライン」(以下「UDガイドライン」という。)を策定した。

これを受け総務部総務課では、UDガイドラインを20年4月1日から適用するとともに、これを職員に周知するため、各所管への配付、電子データの公開及び職員研修を実施した。

そこで、ユニバーサルデザインに対する意識や取組状況について調査したところ、169件中、UDガイドラインの存在について「認識していた」が95件で、「認識していなかった」が74件であった。

取組状況については、刊行物発行に当たりUDガイドラインを「参考にした」は63件で、参考にした項目については、文字、表現、イラスト等が挙げられていた。

実際の対応を見てみると、例えば、高齢者を対象とした刊行物においては、文字について適切な大きさや字体等で表現されていたが、市民一般を対象とした刊行物においては、高齢者も周知対象であるにも関わらず、文字について同様の配慮がなされているとは言い難いものが見受けられた。

一方、UDガイドラインを「参考にしていない」106件中、参考にした手引が「特になし」と回答のあった刊行物は82件と、全体の約8割を占め、「特になし」の理由としては「前回分を参考に作成したから」が58件と最も多かった。なお、担当者へのヒアリングにおいては、他市の刊行物やインターネットにより検索した資料を参考にしたとの回答もあり、結果として、何らかの手段によりユニバーサルデザインの考え方が反映されている刊行物も見受けられたところ

である。

刊行物におけるユニバーサルデザインについて他の自治体の手引等を見ても、カラーユニバーサルデザイン(色覚についての配慮)、著作権・肖像権の侵害、問い合わせ先(奥付)や作成に関するチェックリストなど、本市のUDガイドラインにはない項目が含まれていた。中には、12年12月の文部科学省の国語審議会答申「国際社会に対応する日本語のあり方」の抜粋や外来語の言い換え一覧を掲載したり、記載例やイラスト等を用いて分かりやすく丁寧に解説している事例も見られた。また、特性に応じた配慮として高齢者、子ども等を対象とした個別対応について明記している自治体もあった。

総務課では、UDガイドラインにおける見直しや改正については、20年度に適用されて以降、特に行っていないとのことであったが、本市の情報等を受け手に正確に分かりやすく提供することは、発行目的の達成にとって不可欠であり、ユニバーサルデザインはそのための重要な概念であることから、UDガイドラインの内容の更なる充実及び活用の促進が欠かせないところである。

については、本市の刊行物を、誰にでも読みやすく、分かりやすく、かつ受け手が情報を正確に受け取ることができるものとするため、所掌する所管を含め、UDガイドラインに関する見直しの検討を行うとともに、職員への周知及び活用の徹底に努めるよう要望する。

3 奥付(問い合わせ先等)について(意見要望)

冊子等の奥付は、発行の責任の所在を明らかにするために、巻末に記載するものである。法令等による義務付けはないが、市の刊行物として責任の所在や問い合わせ先等が明らかにされているかを確認するため今回の調査項目とした。

調査に当たり、設定した基準に基づき奥付の有無について確認したところ、奥付がないものは169件中34件で、うち10件は冊子であった。また、奥付があった135件について記載項目を見てみると、電話番号は133件とほとんどの刊行物において記載されていたものの、住所は81件、FAX番号は78件、e-mailアドレスは28件と、これらが記載されている刊行物は多いとは言えない。また、発行年月は、冊子についてはほぼ全てに記載されていたが、パンフレットは11件中5件、リーフレットは37件中20件とそれぞれ記載されている刊行物は半分程度にとどまった。

奥付の記載項目について、「その他」の具体的な項目として主なものは、本市ホームページのURL、受託業者名、印刷会社名で、本市ホームページのURLに関しては、URLをそのまま記載するのではなく、QRコードを掲載して、本市ホームページへのアクセスを容易にするような工夫も見られたところである。

また、広く対象を市民一般とした刊行物については、高齢者、視覚や聴覚等に障害のある人など多様な受け手を考慮する必要がある。そのため、ユニバーサルデザインの観点から、奥付として電話番号のみならず、FAX番号、e-mailアドレス及び本市ホームページのURLも記載することが望ましい。

更に、刊行物に記載された情報が、発行時以降も継続的に活用されるような場合には、当該情報の時期が重要となることから、刊行物の種類や情報の活用方法によっては発行時期に関する項目の明記も必要である。

本市では、「分野別計画等策定(改定)の手引き」(平成28年3月改訂)において、計画等の策定・改定に当たり、奥付について留意することとしているが、本手引の対象が限定的であり、市の刊行物という視点で見た場合には、本手引のみでは対応が十分とは言えない。

市の刊行物について、発行者や問い合わせ先などの基本データを明らかにしておくことは、受け手が記載情報を適切に活用する上で欠かせない事項であることから、奥付の記載に関して、全庁的な指針の策定を検討されたい。

4 年号表記について(意見要望)

刊行物に記載されている年号表記については、「和暦」、「西暦」、「和暦(西暦)」、「西暦(和暦)」、「複数使用」に分類し調査を行った。対象者別にみると、高齢者及び子どもに対しては和暦、外国人に対しては西暦を使用するなど、受け手に配慮した対応が見られた。また、種類別にみても、冊子においては、41件中和暦を使用していたものは15件あり、市史関連書籍4件については和暦(西暦)に表記が統一されていた。しかし、その他のパンフレット、リーフレット、チラシにおいては、和暦のほか、西暦、和暦(西暦)、西暦(和暦)と対応が様々で、受け手への配慮が十分にされているとは言い難い。

年号表記は、歴史的な背景等もあり、発行目的や受け手にとっての読みやすさなどにより個別に判断される場合もあるが、あくまで年時を示すものであり、受け手にとって分かりやすく、また、間違いなく理解できることが重要である。一般に、和暦、西暦の双方が使用されているという実態がある中で、報道機関などでは、その表記方法について、それぞれの基準を設定しているところである。

については、年号表記において、目的や分かりやすさはもとより、受け手に配慮した和暦及び西暦の使い分けや表記方法に関する指針の策定を検討されたい。

5 刊行物の目的達成に伴う検証の必要性について(意見要望)

刊行物の中には、刊行そのものを目的とする以外に、チラシやリーフレットなど、事業目的の達成に資するため副次的に発行するものも少なくない。そのため、事業自体を検証する際に、刊行物の広報効果についても併せて検証することは有益である。刊行物の発行目的を、イベント・行事等の告知や市民等への意識啓発とした場合、当該刊行物がイベント等の集客や市民の理解にどれほど貢献したかについて把握することは、今後の事業展開を検討する上でも参考となるものである。

今回の調査で、イベント・行事等の告知や市民等への意識啓発を発行目的とした刊行物69件について、発行目的の達成度と広報効果の検証の関係について確認したところ、達成度に関して67件が、「十分達成した」又は「ある程度達成した」と回答していたものの、43件

が広報効果の検証をしていなかった。検証をしていなかった主な理由については、「検証する必要がない」が26件、「検証方法が分からない」が13件であった。

刊行物の発行目的や内容は様々であり、対象者や頒布方法等により効果の検証が困難な場合も考えられるが、刊行物の内容を充実させ、発行目的の達成度を客観的に判断するためにも、あらかじめ指標等を設定した上で事後にその広報効果の検証を行うなど、可能な限り確認することが望ましい。

については、戦略的な情報発信に向けた具体的な方策を検討する上でも、刊行物に関して、発行後の検証の必要性を明確に位置付けるよう図られたい。

6 広報媒体の併用について(意見要望)

今回調査対象とした169件の刊行物について、他の広報媒体との併用状況を確認したところ、本市ホームページへの掲載は126件、現在掲載を検討している8件と合わせると134件であった。本市ホームページ以外の主な併用状況としては、facebook(フェイスブック)27件、その他26件、地域情報紙19件、新聞11件、Twitter(ツイッター)7件となっていた。また、その他の内訳は、26件中14件が「広報はちおうじ」であった。

「第49回(平成29年)市政世論調査」によれば、市政情報の入手方法については、「広報はちおうじ」が85.1%、本市ホームページが11.3%、Twitterが1.8%、facebookが1.2%となっている。前回(28年)調査との比較では、本市ホームページは減少しているものの、それ以外の上記項目については、同率又は増加している。

また、「平成28年度市政モニター第1回アンケート」では、普段利用している情報機器についての質問(複数回答可)に対して、スマートフォンが66.7%、ノートパソコンが59.4%であり、インターネットを使う頻度については、ほぼ毎日との回答が72.9%となっている。また、インターネットを使う目的については、LINE(ライン)やTwitterといったSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)との回答が55.4%である。

更に、総務省の「平成28年通信利用動向調査」においても、インターネットの個人利用割合は83.5%(27年83.0%)、スマートフォンを保有する個人割合が56.8%(27年53.1%)といずれも前回(27年)調査を上回っている。

このような状況の中、本市では10部室12課がfacebookを、6部室6課がTwitterを事業等の情報提供における広報媒体として活用しているところである。

以上のように、インターネットの普及を背景として本市においても、情報提供については既にホームページのほかfacebookやTwitterなどのSNSの活用が行われており、こうした広報媒体は、場所や時間を問わず容易に情報を入手でき、速報性も高いことから、効果的に活用することは有用である。

については、刊行物の発行所管においては、刊行物の内容の周知について、ホームページへの掲載はもとより、他の広報媒体の併用についても積極的に取り組むよう検討されたい。

総括(意見要望)

以上のとおり、今回の調査結果に基づき、刊行物における有償・無償の判断、ユニバーサルデザインなど、刊行物の発行に関する様々な課題を明らかにし、その解決に向けて統一的な指針等の整備、その運用等について要望を述べたところであるが、こうした課題が生じている要因としては、刊行物の作成に関する判断が所管課あるいは担当者任せになっていることが考えられる。

今回の調査では、本市が庁内で公開しているもののうち前述した「UDガイドライン」のほか、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」(以下「男女共同参画の手引」という。)及び「広報活動ガイドライン」(以下「広報ガイドライン」という。)の認識度について確認をした。その結果、「認識していなかった」は、169件中UDガイドラインでは74件、男女共同参画の手引では115件、広報ガイドラインでは73件と各手引等において全体の約4割又は7割を占めていた。こうした実態は、研修等による職員への周知等が十分ではなかったことも要因と考えられる。

市の刊行物は、市民等への情報伝達の主要な手段として、行政情報の提供や制度の周知、市民参加の促進等に広く活用されるのみならず、本市の各事業の推進にも寄与するものであるため、受け手にとって分かりやすく納得が得られるものでなければならない。

本市では、行財政改革の取組方針である第8次行財政改革大綱(平成26～30年度)の具体的な取組内容と実施時期を示した第8次行財政改革推進計画において、共通事務の標準化・効率化に取り組んでおり、その中で市民サービスの向上と業務の効率化を目的として、UDガイドラインの再構築やユニバーサルデザインの視点を取り入れた発行物や様式の導入を掲げている。

また、近年においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う外国人及び障害のある人への対応や高齢化社会への取組、男女共同参画など多角的な視点からの配慮が求められているところである。

ついては、こうした市の施策や社会状況を踏まえ、一定の基準に基づき本市の刊行物が作成されるよう、職員に対して全庁的に周知を図るとともに、当該刊行物に関する確認や継続的な研修の実施について、組織的に取り組むよう検討されたい。

最後に、今回の監査結果を踏まえ、今後の市政情報の提供に関して質の向上が図られ、市民の理解に基づく円滑な市政運営が行われることを強く望むものである。

1 「第1 監査の概要」 8(1)の個別調査対象所管及び刊行物

(1) 無償分

No	部・局・室	課	刊行物名称	種別
1	都市戦略部	都市戦略課	東京都八王子市スポーツキャンプガイド	パンフレット
2			八王子市ウェルカムブック 都会にないもの 田舎にないもの ここにある。	パンフレット
3		広報課	広報「はちおうじ」	パンフレット
4	総合経営部	広報課	平成28年度 市長と語る	チラシ
5	市民活動推進部	学園都市文化課	はちおうじ学園都市ビジョン	冊子
6			はちおうじ学園都市ビジョン(概要版)	リーフレット
7			八王子市文化芸術ビジョンシンポジウム	チラシ
8			第66回(平成28年度)八王子市民文化祭プログラム	パンフレット
9		多文化共生推進課	台湾・高雄写真展	チラシ
10		男女共同参画課	男女共同参画情報紙 ばれっとVol.37	リーフレット
11	総務部	総務課	「平和」をイメージした絵を募集します!	チラシ
12			第31回平和展	チラシ
13	市制100周年記念事業推進室	市制100周年記念事業推進室	八王子市市制100周年記念誌	冊子
14			広報「はちおうじ」市制100周年特集号	パンフレット
15			市制100周年記念事業	チラシ
16	税務部	資産税課	平成28年度固定資産税(償却資産)のお知らせ	チラシ
17		住民税課	ご存知ですか? 事業所税	チラシ
18	生活安全部	防犯課	平成28年度振り込め詐欺啓発チラシ	チラシ
19			八王子市メール配信サービス	チラシ
20		防災課	八王子市土砂災害ハザードマップ宇津貫町・兵衛・七国	リーフレット
21	市民部	市民課	個人番号カード交付のお知らせ	チラシ
22			個人番号カード交付のお知らせ	チラシ
23		元八王子地域事務所	周辺の図書室・図書館のご案内	チラシ
24		八王子駅南口総合事務所	個人番号カード 利用のご案内・電子証明書 利用のご案内	パンフレット
25		消費生活センター	第2期八王子市消費生活基本計画	冊子
26			八王子市消費者教育推進計画	冊子
27	第2期八王子市消費生活基本計画概要版		リーフレット	
28	八王子市消費者教育推進計画概要版		リーフレット	
29	福祉部	福祉政策課	広報「はちおうじ」民生委員・児童委員特集号	リーフレット
30		介護保険課	はちおうじの介護保険 第6期介護保険事業計画(29年度版)	冊子
31			八王子市介護予防ケアマネジメントガイドライン	冊子
32			担当高齢者あんしん相談センター一覧(平成29年4月1日以降)	チラシ
33		障害者福祉課	みんなちがってみんないい	冊子
34			みんなちがってみんないい 小学生版	冊子
35		高齢者いきいき課	第三回八王子市いきいき長寿川柳大賞	冊子
36		高齢者福祉課	八王子市認知症ガイドブック(認知症ケアパス)	冊子
37			広報はちおうじ 地域包括ケアシステム特集号	リーフレット
38			高齢者あんしん相談センター恩方	リーフレット
39			「基本チェックリスト」で今の心身の状態を知りましょう	リーフレット
40			八王子市認知症ガイドブック(認知症ケアパス)別冊	冊子
41	生活自立支援課	生活自立支援事業 ひとりで悩まずにご相談ください	チラシ	
42	生活福祉地区第一課	ジェネリック医薬品(後発医薬品)を使ってみませんか?	チラシ	
43	医療保険部	成人健診課	女性の健康週間講演会	チラシ
44			胃がん検診の受診について	チラシ
45		地域医療政策課	医療機関ガイド	冊子
46		南大沢保健福祉センター	介護予防活動リーフレット「プラチニア体操」	リーフレット
47		保険年金課	平成28年度版国民健康保険のしおり	冊子
48		保険収納課	口座振替のご利用を	チラシ
49	健康部	健康政策課	広報「はちおうじ」高齢者肺炎球菌感染症予防接種のお知らせ	リーフレット
50			食生活応援ブック「料理の基本と野菜」	冊子
51			日本脳炎予防接種(特例接種)のお知らせ	チラシ
52			B型肝炎予防接種・特別接種(無料)のお知らせ	チラシ
53			平成28年度インフルエンザ予防接種のお知らせ	チラシ
54			平成28年度八王子市個別予防接種実施医療機関一覧表	チラシ

No	部・局・室	課	刊行物名称	種別	
55	健康部	健康政策課	平成29年度八王子市個別予防接種実施医療機関一覧表	チラシ	
56			日本脳炎予防接種(特例接種)のお知らせ	チラシ	
57			平成28年度市民食育講座	チラシ	
58		生活衛生課	広報はちおうじ 動物愛護週間特集号	リーフレット	
59			診療所・歯科診療所の皆様へ	チラシ	
60			薬物乱用防止パンフレット	パンフレット	
61	保健対策課	自殺対策普及啓発「大切な人の様子がいつもと違うとき」	パンフレット		
62	子ども家庭部	子どものしあわせ課	2016-2017 子育てガイドブック	冊子	
63			八王子市子育てサポート&おでかけMAP<2016-2017>	地図	
64			子育て情報モバイルサイト「はち ベビ」	チラシ	
65			就学支援シートを使ってみませんか	リーフレット	
66		子ども家庭支援センター	のびのび子育て	リーフレット	
67			ハローベビーサポートのご案内	リーフレット	
68		子育て支援課	ひとり親家庭支援情報メールマガジン「はち エール」配信します!	チラシ	
69			以下の場合はずきに届け出を!	チラシ	
70		児童青少年課	児童青少年課	八王子市青少年健全育成基本方針 平成29年度重点目標 みんなでつないでいこう思いやりの心	リーフレット
71				子どもフェスティバルプログラム	パンフレット
72				ぼく・わたしたちの八王子子ども絵画コンテスト 展覧会場案内図	パンフレット
73				ぼく・わたしたちの八王子子ども絵画コンテスト巡回展	チラシ
74				第66回“社会を明るくする運動”作文コンテスト作品募集	チラシ
75				第67回“社会を明るくする運動”作文コンテスト作品募集	チラシ
76	第66回 社会を明るくする運動「みんなに届け! 私たちのメッセージ」			リーフレット	
77	保育幼稚園課	病中または病気の回復期にあるお子さんをお預かりします!	リーフレット		
78	産業振興部	企業支援課	八王子市企業立地ガイド	パンフレット	
79			平成28年度八王子市中小企業新商品開発認定制度 認定商品カタログ	冊子	
80		観光課	滝山三城	リーフレット	
81			歴史と文化の散歩道	リーフレット	
82			NEWS LETTER Tokyo Hachioji	チラシ	
83	農業委員会事務局	農業委員会事務局	八王子市農業委員会だより	リーフレット	
84	環境部	環境政策課	広報「はちおうじ」エコシテイ八王子	リーフレット	
85			2016八王子環境フェスティバル	チラシ	
86			みんなで地球温暖化防止に取り組もう!	チラシ	
87			市制100周年記念事業 地球温暖化防止普及啓発イベント 環境講演会&映画上映会	チラシ	
88			はちおうじ子ども環境白書 平成29年(2017)。	冊子	
89	資源循環部	ごみ減量対策課	平成29年版家庭用ごみ・資源物収集カレンダー	冊子	
90			平成29年版家庭用ごみ・資源物収集カレンダー(外国語補助冊子)	冊子	
91			広報「はちおうじ」ごみゼロ通信	リーフレット	
92			きれいなまち八王子 平成29年(2017)	冊子	
93			少量排出事業系ごみ収集について	リーフレット	
94			ごみ・資源物 分別の手引き	冊子	
95			在宅医療廃棄物分別の手引き	リーフレット	
96			八王子市のごみ・資源物の分別と出し方	リーフレット	
97			八王子市のごみ・資源物の分別と出し方(英語版)	リーフレット	
98			ごみ・資源物収集カレンダーについての重要なお知らせ	チラシ	
99		平成28年度 年末年始のごみ・資源物・し尿の収集等について	リーフレット		
100		容器包装プラスチック啓発チラシ	チラシ		
101		ごみ総合相談センター	ごみ総合相談センター	八王子市のごみの出し方について	リーフレット
102				ペットボトル啓発用チラシ「ペットボトルのキャップは必ずはずして」	チラシ
103	収集日の変更について			チラシ	
104	有害ごみの収集日について			チラシ	
105	資源循環部	戸吹クリーンセンター	年末のごみ処理はお早目に	チラシ	
106	資源循環部	廃棄物対策課	不用品回収業者に関する啓発チラシ 無許可の回収業者を利用しないでください!	チラシ	
107			不用品回収業者に関する啓発チラシ 不用品回収など無許可で廃棄物を収集することは犯罪です!	チラシ	
108	道路交通部	交通事業課	交通安全ニュース	チラシ	

No	部・局・室	課	刊行物名称	種別
109	水循環部	水再生課	川と友だちになるノート	冊子
110	都市計画部	都市計画課	広報「はちおうじ」市全域用途地域等見直し	リーフレット
111		交通企画課	八王子市公共交通計画	冊子
112			八王子市バスマップ	地図
113	議会事務局	庶務調査課	八王子市議会だより	パンフレット
114			八王子市議会だより(号外)	チラシ
115	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	広報「はちおうじ」選挙特集号	リーフレット
116			選挙の記録(平成28年7月執行 参議院議員選挙・東京都知事選挙の記録)	冊子
117	学校教育部	学校教育政策課	広報「はちおうじ」はちおうじの教育	パンフレット
118			平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書(平成27年度分)	冊子
119		保健給食課	お子様の健康状態について	チラシ
120			中学校給食(デリバリー方式)利用者登録のご案内	リーフレット
121			中学校給食(デリバリーランチ方式)試食会のお知らせ	チラシ
122			予防接種は済みましたか	チラシ
123		教育支援課	「きこえとことばの相談(就学予定児)」のお知らせ	チラシ
124			総合教育相談	リーフレット
125			八王子市には「奨学金制度」があります!	チラシ
126			平成29年度就学援助制度のお知らせ	リーフレット
127			新入学準備金の入学前支給のご案内	チラシ
128			平成29年度八王子市奨学資金一般奨学生募集のお知らせ	リーフレット
129		指導課	八王子市の地図	地図
130			八王子の地図	地図
131			わたしたちのまち 八王子市・東京都 平成29年度(2017)	冊子
132			わがまち八王子	冊子
133	みんなで考えよう! ケータイ・スマホのある生活		パンフレット	
134	生涯学習スポーツ部	生涯学習政策課	みんなで育てよう はちおうじっ子	チラシ
135			パパママ支援ワークショップ 星とおひさまFikaキャラバンinクリエイティブホール	チラシ
136			パパママ支援ワークショップ 星とおひさまFikaキャラバンin南大沢	チラシ
137			はちおうじっ子の夏休み イベント・催しいろいろイベントカレンダー	冊子
138			第7回八王子市長杯こども将棋大会	チラシ
139		スポーツ振興課	ラジオ体操講習会 チラシ	チラシ
140			八王子夢街道駅伝 交通規制のお知らせ	チラシ
141		文化財課	八王子城跡ガイダンス施設	リーフレット
142			国史跡八王子城跡	リーフレット
143			郷土資料館 特別展 郷土へのまなざし-「史跡」、「聖蹟」と八王子-	チラシ
144	平成28年度特別展 掘りおこされた八王子の歴史		チラシ	
145	八王子市郷土資料館		リーフレット	
146	八王子城跡配布資料 系図・年表		チラシ	
147	国指定史跡八王子城跡整備活用事業報告書		冊子	
148	八王子城跡配布資料「八王子城遺構鳥瞰図」		チラシ	
149	こども科学館	プラネタリウム番組 妖怪ウォッチ プラネタリウムは星と妖怪がいっぱい!	チラシ	
150		コニカミナルタサイエンスドーム 2016年7月催しものご案内	チラシ	
151		コニカミナルタサイエンスドーム 2016 夏休みイベント特集号	チラシ	
152	図書館部	生涯学習センター図書館	第12回 読書感想画コンクール 作品を募集します	チラシ
153			平成28年度 図書館まつり	リーフレット
154		中央図書館	八王子市図書館利用案内	リーフレット
155			図書館からお願い	チラシ
156			図書館で調べものをしてみよう!	リーフレット

(2)有償分 冊子

No	部・局・室	課	刊行物名称	単価(円)
157	都市戦略部	都市戦略課	まちづくり研究はちおうじ 第12号	500
158	市史編さん室	市史編さん室	『新八王子市史』通史編6 近現代(下)	3,000
159			『新八王子市史』通史編3 近世(上)	3,000
160			『新八王子市史』通史編4 近世(下)	3,000
161			『新八王子市史』民俗編	4,000
162	都市計画部	土地利用計画課	都市づくりビジョン八王子 第2次八王子市都市計画マスタープラン	1,000
163	生涯学習スポーツ部	文化財課	郷土へのまなざし 史跡・聖蹟と八王子	400
164			郷土資料館資料シリーズ第56号 下栲田村狭間 鈴木日記 一	600
165			平成28年度特別展 掘りおこされた八王子の歴史	350
166			ブックレット 千人のさむらいたち～八王子千人同心～	300
167			八王子市文化財年報 第10号	500
168			郷土資料館研究紀要 八王子の歴史と文化 第29号	400

(2)有償分 パンフレット

No	部・局・室	課	刊行物名称	単価(円)
169	生涯学習スポーツ部	文化財課	郷土資料館開館50周年記念特別展図録 学芸員のおすすめ蔵出し収蔵品展	50

2 「第1 監査の概要」 8(2)の個別調査対象所管及び刊行物

No	部・局・室	課	刊行物名称	単価(円)
1	都市戦略部	広報課	八王子市 市勢要覧(夢おりなすまち)	1,000
2			八王子市の概要 平成28年度版	100
3	総合経営部	経営計画第一課	八王子ビジョン2022(基本構想・基本計画)	1,000
4	総務部	統計調査課	統計八王子 平成28年版	700
5	生活安全部	防災課	八王子の気象 30年の観測記録	1,200
6	都市計画部	都市計画課	八王子市町丁界図(1/25,000)	300
7			八王子都市計画図(1/20,000)	700
8			八王子の都市計画	600
9			八王子の都市計画(資料編)	400
10		土地利用計画課	都市づくりビジョン八王子・ブックレット	300
11		まちなみ整備部	まちなみ景観課	八王子市景観計画
12	八王子市景観ガイドライン			700
13	生涯学習スポーツ部	文化財課	歴史と浪漫の散歩道(改訂版)	1,200
14			八王子の空襲と戦災の記録 総説編	2,500
15			八王子の空襲と戦災の記録 市民の記録編	1,500
16			八王子千人同心史 通史編	3,000
17			八王子千人同心史 資料編	4,000
18			八王子空襲・ブックレット	700
19	議会事務局	庶務調査課	八王子市議会史 資料編	3,000
20			八王子市議会史 資料編	2,500
21			八王子市議会史 年表編	2,500
22			八王子市議会史 記述編	3,500
23			八王子市議会史 記述編	5,000
24			八王子市議会史 記述編	5,000

3 「第1監査の概要」 7(1) の調査内容

基本調査項目

- 1 所属名称
- 2 担当者
- 3 刊行物の名称
- 4 種類

設問	次の中から選択してください。
選択肢	(1)冊子 (2)パンフレット (3)リーフレット (4)チラシ (5)地図 (6)その他 (1)～(4)の定義については、実施要領を参照ください。

5 目的

設問	次の中から選択してください。
選択肢	(1)総合的な情報提供 (2)イベント・行事等の告知 (3)施設紹介・利用案内 (4)施策・計画・制度・手続等の周知 (5)市民等への意識啓発 (6)施策等の状況・結果のとりまとめ (7)その他

6 対象

設問	次の中から選択してください。
選択肢	(1)市民一般 (2)特定地域に居住する市民 (3)高齢者 (4)障害者 (5)子ども (6)外国人 (7)その他 子どもとは、中学生以下をいいます。

7 作成部数

設問	28年度に作成した部数(1枚刷りは枚数)を入力してください。
----	--------------------------------

8 作成部数の根拠

設問	設問7で回答した部数(枚数)を作成するに当たり、算定根拠の有無について、次の中から選択してください。 例えば、作成の意思決定において、部数算定の根拠が記載されている場合などは有となります。
選択肢	(1)有 (2)無

9 配付後の残数の確認について

設問	次の中から選択してください。
選択肢	(1)確認した (2)確認していない

10 有償・無償について

設問	次の中から選択してください。 例えば、庁内等には無償で配付しているが、市民等には有償で販売している場合は、有償頒布としてください。
選択肢	(1)有償頒布 (2)無償頒布 (3)現在無償だが有償を検討中 (4)現在有償だが無償を検討中

11 販売価格

設問	設問10で(1)と回答した所管のみお答えください。 1部(枚)当たりの販売価格(税込み)を入力してください。
----	---

12 年号表記

設問	次の中から選択してください。
選択肢	(1)和暦 (2)西暦 (3)和暦(西暦) (4)西暦(和暦) (5)複数使用 和暦(西暦)とは平成29年(2017年)、西暦(和暦)とは2017年(平成29年)と表記することをいいます。

13 ^{おくづけ}奥付の有無

設問	次の中から選択してください。
選択肢	(1)有 (2)無 奥付とは、冊子等の巻末にある、発行者や発行年月日等を記載した部分のことをいいます。

14 著作権の許諾状況

設問	次の中から選択してください。
選択肢	(1)得ている (2)得ていない(認識がなかった) (3)得ていない(必要がない) (4)著作物の転載なし

15 目的の達成度

設問	設問5で選択した目的に対する達成度について、次の中から選択してください。
選択肢	(1)十分に達成した (2)ある程度達成した (3)あまり達成しなかった (4)全く達成しなかった (5)どちらともいえない

16 目的達成に向けたフォロー

設問	設問15で(3)～(5)と回答した所管のみお答えください。 次の中から選択してください。
選択肢	(1)実施した (2)実施しなかった

17 広報効果の検証

設問	次の中から選択してください。
選択肢	(1)している (2)していない

詳細調査項目

1 本市で作成された手引き等について

設問	本市で作成(又は公開)されていることを認識していた手引き等を、次の中から選択してください。(複数回答可)
選択肢	(1)八王子市における印刷物等ユニバーサルデザインガイドライン (2)男女共同参画の視点からの公的広報の手引 (3)広報活動ガイドライン

2 参考にした手引き等について

設問	刊行物を作成するに当たり、参考にした手引き等で該当するものを、次の中から選択してください。(複数回答可)
選択肢	(1)八王子市における印刷物等ユニバーサルデザインガイドライン (2)男女共同参画の視点からの公的広報の手引 (3)広報活動ガイドライン (4)分野別計画等策定(改定)の手引き (5)その他 (6)特になし

3 その他の手引きについて

設問	設問2で(5)と回答した所管のみお答えください。 参考にした手引き等の名称を入力してください。
----	--

4 参考にした項目について

設問	設問2で(1)と回答した所管のみお答えください。 八王子市における印刷物等ユニバーサルデザインガイドラインに関して、参考にした項目を次の中から選択してください。(複数回答可)
選択肢	(1)文字 (2)表現 (3)様式 (4)イラスト等 (5)配慮が必要な方などへの情報提供 (6)ホームページでの表現

5 実際の対応について

設問	設問2で(1)と回答した所管のみお答えください。 ユニバーサルデザインに基づき実施した対応について該当するものを、次の中から選択してください。(複数回答可)
選択肢	(1)文字を大きくした (2)読みやすい書体にした (3)読みづらい字にルビを振った (4)平易な表現に置き換えた (5)外来語を別の言葉に置き換えた (6)難解な言葉や外来語に説明を加えた (7)文字や背景の色に配慮した (8)イラスト、写真、表、グラフなどを利用して分かりやすくした (9)その他

6 その他の対応について

設問	設問5で(9)と回答した所管のみお答えください。 具体的な対応について入力をしてください。
----	--

7 配慮が必要な方への対応について

設問	設問4で(5)と回答した所管のみお答えください。 対応した配慮が必要な方について該当するものを、次の中から選択してください。(複数回答可)
選択肢	(1)視覚障害者 (2)色弱者 (3)聴覚障害者や言語障害者 (4)知的障害者 (5)外国人 (6)高齢者 (7)子ども (8)その他 子どもとは、中学生以下をいいます。

8 配慮が必要な方へのその他の対応について

設問	設問7で(8)と回答した所管のみお答えください。 対応した配慮が必要な方について入力してください。
----	--

9 具体的な対応について

設問	設問4で(5)と回答した所管のみお答えください。 具体的に実施した対応について該当するものを、次の中から選択してください。(複数回答可)
選択肢	(1)点字の利用や文字を拡大して提供した (2)SPコードを記載した (3)音声情報を提供した (4)FAX番号やe-mailアドレスを表記した (5)平易な日本語で表記した (6)各国共通の図、記号で表記した (7)複数の外国語を併記した (8)その他 SPコードとは、専用ソフトを使用してテキストデータを切手大の二次元コードに変換したものをいいます。専用の装置を使用して音声で聞くことができます。

10 具体的なその他の対応について

設問	設問9で(8)と回答した所管のみお答えください。 具体的な対応について入力してください。
----	---

11 特にない理由について

設問	設問2で(6)と回答した所管のみお答えください。 特にない理由について該当するものを、次の中から選択してください。(複数回答可)
選択肢	(1)本市で手引き等が作成されていることを知らなかったから (2)前回分を参考に作成したから (3)参考とすべき手引き等がなかったから (4)その他

12 その他の理由について

設問	設問11で(4)と回答した所管のみお答えください。 理由について入力してください。
----	--

13 参考にした項目について

設問	設問2で(2)と回答した所管のみお答えください。 参考にした項目を次の中から選択してください。(複数回答可)
選択肢	(1)男女いずれかに偏った表現 (2)性別によるイメージの固定化 (3)男女を対等な関係で表現 (4)男女での異なった表現 (5)女性をアイキャッチャーとした表現 (6)その他 アイキャッチャーとは、広告の表現で、見るものの目を引きつけ購入意欲を刺激するために意図的につくられるものをいいます。

14 具体的な対応について

設問	設問2で(2)と回答した所管のみお答えください。 具体的な対応について入力してください。
----	---

15 その他の対応について

設問	設問13で(6)と回答した所管のみお答えください。 参考とした項目を入力してください。
----	--

16 市民等からの意見等について

設問	刊行物を作成するに当たり、市民等からの刊行物の表記に対する評価、意見、要望などについて該当するものを、次の中から選択してください。
選択肢	(1)参考にした (2)参考にしていない

17 市民等からの意見等の参考方法について

設問	設問16で(1)と回答した所管のみお答えください。 どのような方法により意見等を参考にしたのか入力してください。 例えば、アンケート調査結果を参考にした、ホームページアクセス数の分析をおこなったなど。
----	--

18 参考後の対応について

設問	設問16で(1)と回答した所管のみお答えください。 参考にした結果をどのように刊行物に反映させたか入力してください。
----	---

19 発行部数の検討について

設問	基本調査項目9で(1)と回答した所管のみ回答してください。 確認した結果について該当するものを、次の中から選択してください。
選択肢	(1)概ね適正であった (2)ある程度適正であった (3)やや適正ではなかった (4)適正ではなかった

20 確認後の対応について

設問	設問19で(3)又は(4)と回答した所管のみ回答してください。 確認後、次回に向けてどのように対応したか又は対応しようとしているかを具体的に入力してください。
----	--

21 確認していない理由について

設問	基本調査項目9で(2)と回答した所管のみ回答してください。 確認をしていない理由について入力してください。
----	--

2.2 有償・無償の判断について

設問	有償・無償の判断理由について該当するものを、次の中から選択してください。(複数回答可)
選択肢	(1)作成経費について受益者負担を考慮したため (2)頒布対象が限られているため (3)周知を目的とするため (4)類似刊行物との均衡を図るため (5)他市等の実績を参考にしたため (6)過年度実績を参考としたため (7)その他 なお、この判断において、意思決定が行われている場合は、決裁等の資料の提出をお願いします。

2.3 その他の理由について

設問	設問22で(7)と回答した所管のみお答えください。 有償又は無償とした理由について、入力してください。
----	--

2.4 有償頒布の単価設定について

設問	基本調査項目10で(1)と回答した所管のみお答えください。 単価の設定方法について該当するものを、次の中から選択してください。(複数回答可)
選択肢	(1)作成経費に基づき算出した (2)類似刊行物を参考とした (3)過年度実績と同額とした (4)頒布促進を考慮した (5)その他

2.5 その他の設定方法について

設問	設問24で(5)と回答した所管のみお答えください。 単価設定の方法について、入力してください。
----	--

2.6 奥付の記載内容について

設問	基本調査項目13で(1)と回答した所管のみ回答してください。 奥付として記載した項目について該当するものを、次の中から選択してください。(複数回答可)
選択肢	(1)発行者名 (2)住所 (3)電話番号 (4)FAX番号 (5)e-mailアドレス (6)発行年月 (7)版数 (8)著作権表示 (9)その他

2.7 その他の記載内容について

設問	設問26で(9)と回答した所管のみお答えください。 記載している内容について、入力してください。
----	---

2.8 目的達成に向けた具体的な対応について

設問	基本調査項目16で(1)と回答した所管のみお答えください 具体的な対応について入力してください。
----	---

2.9 広報効果の検証方法について

設問	基本調査項目17で(1)と回答した所管のみお答えください。 検証方法について、入力してください。
----	---

30 検証していない理由について

設問	基本調査項目17で(2)と回答した所管のみお答えください。 検証していない理由について該当するものを、次の中から選択してください。
選択肢	(1)検証をする必要がない (2)検証方法がわからない (3)その他

31 その他の理由について

設問	設問30で(3)と回答した所管のみお答えください。 検証していないその他の理由について入力してください。
----	---

32 他の広報媒体の併用状況について

設問	他の広報媒体の利用について該当するものを、次の中から選択してください。(複数回答可)
選択肢	(1)ホームページ (2)全庁掲示板 (3)Twitter (4)facebook (5)メールマガジン (6)テレビ、ラジオ (7)新聞 (8)地域情報紙 (9)その他 (10)併用を検討中 (11)併用の予定なし

33 その他の併用状況

設問	設問32で(9)と回答した所管のみ回答してください。 併用したその他の広報媒体について入力してください。
----	---

34 検討中の広報媒体

設問	設問32で(10)と回答した所管のみ回答してください。 検討している広報媒体について該当するものを、次の中から選択してください。(複数回答可)
選択肢	(1)ホームページ (2)全庁掲示板 (3)Twitter (4)facebook (5)メールマガジン (6)テレビ、ラジオ (7)新聞 (8)地域情報紙 (9)その他

35 検討中のその他の併用状況

設問	設問34で(9)と回答した所管のみ回答してください。 検討中のその他の広報媒体について入力してください。
----	---

36 併用予定がない理由について

設問	設問32で(11)と回答した所管のみ回答してください。 併用しない理由を入力してください。
----	--

平成29年度 工事監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく工事監査

2 監査の対象工事等

戸吹清掃工場焼却設備定期修繕及びこれに関連する事務

3 監査の対象部課

- (1) 事業所管課：資源循環部戸吹クリーンセンター
- (2) 工事所管課：資源循環部戸吹クリーンセンター
- (3) 契約事務所管課：財務部契約課

4 監査の実施期間

平成29年6月28日から同年12月20日まで

5 監査の観点及び方法

契約事務並びに修繕の設計及び施工等が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、書類審査、質問調査、実地調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

なお、技術調査については、「公益社団法人 大阪技術振興協会」に委託し、平成29年9月19日に実施した。

第2 工事の概要

1 工事場所

八王子市戸吹町1916番地 戸吹清掃工場

2 工事概要

戸吹清掃工場の共通系設備・ボイラー設備・焼却設備を定期的かつ計画的に整備することにより、安定した操業を確保するために実施するものである。

3 工 期

平成29年4月28日から平成30年3月30日まで

4 施工業者

JFEエンジニアリング 株式会社

5 契約概要

- (1) 契約金額 : 152, 820, 000円
- (2) 契 約 日 : 平成29年4月27日
- (3) 契約方法 : 一者指定随意契約

6 対象施設(焼却炉)概要

- (1) 炉形式、運転形式 : ストーカ式、全連続燃焼式
- (2) 処 理 能 力 : 300トン/日(100トン/日×3炉)
- (3) 火格子(ロストル)面積 : 22.34㎡/炉

7 修繕工事内容

- (1) 共通系設備
 - ① 脱気器給水ポンプ点検整備
 - ② 脱気器開放内部清掃点検整備
 - ③ 脱気器付安全弁点検整備
 - ④ アキュームレータ清掃点検整備
 - ⑤ 純水設備点検整備
 - ⑥ 薬液注入装置点検整備
 - ⑦ 連続ブロー装置及び缶水連続測定装置点検整備
 - ⑧ 共通系蒸気弁点検整備
 - ⑨ 共通系保安装置作動試験
 - ⑩ 触媒脱硝装置点検整備

⑪ 動物焼却炉煙道修繕

(2) ボイラー設備

- ① ボイラー給水ポンプ点検整備
- ② ボイラードラム内部清掃点検
- ③ ボイラー管寄せ清掃点検
- ④ ボイラー外部清掃
- ⑤ ボイラー水圧試験
- ⑥ ボイラー点検整備
- ⑦ 安全弁整備
- ⑧ ボイラー付着弁整備
- ⑨ 各炉系保安装置作動試験

(3) 焼却設備

- ① 通風設備点検整備
- ② 排ガス分析装置点検整備
- ③ 計装制御設備点検整備
- ④ 給じんプッシャー点検整備
- ⑤ 火格子金物整備
- ⑥ 火格子駆動装置整備
- ⑦ 油圧シリンダー整備
- ⑧ 焼却炉清掃
- ⑨ ごみホッパーレベル計整備
- ⑩ 耐火物局部補修
- ⑪ 灰出し設備整備

第3 監査の実施状況

1 書類審査



(計画・設計審査)



(現場書類審査)

2 実地調査



(工事実地調査)



(工事実地調査)

3 技術調査の主な項目

- (1) 実施設計
- (2) 積算
- (3) 契約
- (4) 工事監理
- (5) 施工監理

第4 監査の結果

監査時点における書類審査及び工事実地調査の結果は、概ね良好であると認められた。本工事は、機械稼働中の現場において休炉期間を設定し実施されていることから、今後も、修繕完了に向けて、より一層の安全管理及び工程管理に徹底を期されたい。

本市は、性能性の確保等の理由から、本工事に関して請負業者と一者指定随意契約を締結していることから、設計、積算に当たっては、そうした契約経過を十分に認識し、当該業務の決定の根拠とした内訳明細等について、より透明性に配慮した資料作成に努めるとともに、根拠資料を含めた当該業務に係る書類等の適正な保管管理の徹底を図られたい。

技術調査に係る報告において、技術士から次のとおり技術調査の主な項目に関する評価や意見等が附されているので、今後の適正かつ効率的な工事執行の参考とされたい。

- (1) 設計は、焼却設備定期修繕仕様書を基準に設計が行われており、全体として適切である。
- (2) 積算は、準拠する基準、採用価格、共通費算出過程、全体集計等について、所定の積算基準に準拠して行われており概ね適切であるが、設計内訳書とそのバックデータである積算根拠書の役割と繋がりが一部不明確であった。今後の設計積算において留意されたい。
- (3) 契約事務は、適切である。
- (4) 工事監理は、全体として適切である。
- (5) 施工は、施工管理、安全衛生管理、品質管理、工程管理等、全体として適切である。
- (6) 本工事は、機械稼働中の輻輳した現場での修繕作業なので、修繕完了まで無事故で施工されることを心掛けられたい。



百年の彩りを
次の100年の輝きへ